

G・F・ヴァーベック論(2)

古田榮作

(3)

一八六八年の政治的な大變革は、宣教師に対しても、好機を提供するもののように思われた。ヴァーベックも、この機会を活用するため、政治的に隔絶された長崎の地を離れることについて、本国のミッションに許可を求めた。幸いにしてこのヴァーベックの要請は受理され、彼は一八六八年十月十八日に長崎を出帆した。九ヶ年間の滞在中、彼は佐賀および緊急避難のための上海への旅行以外に長崎の地を離れることはなかった⁽¹⁾。彼は「帝国の(すなわち都を考慮にいれて)心臓であり、大本營である」大阪に向った。主たる目的は、密航で渡米して、海軍兵学校にいる日本の青年の願う、海軍兵学校入学に関し、政府の任命と適当な学資の補助のための、新政府要人との交渉であった⁽³⁾。数日の後(おそらく十月二十四日である)ヴァーベックは副島種臣と会見し、副島から日本の青年の海軍兵学校への留学生としての指名に何等の支障がないので、外国官副知事の小松帯刀が事の子細を決定するであろうと告げられた⁽⁴⁾。

副島は私に小松と江戸に同行して、装甲艦『ストーンウォール』の引渡しに関して合衆国領事(= United States Minister)に立ち会い、江戸の将軍が隠居しており、ミカドの政府の統一性を認めており、江戸と都との間は交戦状態ではないので、外国の戦外中立はもはや日本の場合合は摘要されないことを主張してほしいと要請した⁽⁵⁾。

この時期までに多数の合衆国海軍将官が大阪に来ており、また新政府の要人のかんりの者がヴァーベックの召喚を求め始めていた⁽⁶⁾。

その翌日、ヴァーベックは小松に呼ばれた。小松は横井兄弟(= 横井左平太および横井大平、横井平四郎の甥)に留学生としての指名を約束

し、政府の学校設立の要望について明らかにした。それは、学生数三〇〇人、ヴァーベックの他に三人の教師がおり、専修分野の一つは蘭学研究というものであった。⁽⁷⁾この学校の設立の発議者は後藤象二郎である。⁽⁸⁾小松および後藤という二人の新政府の首脳の言葉があったことを考えれば、ヴァーベックを中心に位置づけた、洋学の専修のための教育機関の設立が新政府の(少なくともその中で革新的な構成員である、薩長土肥出身の者)緊急課題として位置づけられていたものと見做しうる。小松との会見の後、ヴァーベックは、彼の維新政府への主たる交渉目標である、アナポリス海軍学校に在学している日本人学生の、政府からの留学生としての指名のニュースを受け取る。彼らは、専修すべき分野を指定されて、留学生として指名されたのであった。⁽⁹⁾

ヴァーベックは、新政府の政策の決定に当たって顧問的な役割を果たすことを期待されてもいたし、人材養成のための学校の設立に対しても適切なプログラムを提供する人物と見做されていた。こうした中で、ヴァーベックに対して維新政府からの召喚状が出された。

ヴァーベックに対する維新政府からの要請は漠然としたものであった。

江戸におけるわたしの特別な任務については、わたし自身もまだはっきりとその詳細を知りません。ただわたしをここに招聘するに至った帝国政府の重要な人々の信頼を受けていることだけは申し上げられます。それはこうです。東京(江戸)にわたしを召し出した表向きの、そして無論究極の目的は帝国大学のようなものを設立する役目をわたしに与えることでした。⁽¹⁰⁾

と、彼自身が述べ、彼の後任として米国から来日した、神学博士スタウト師も、「ヴァーベック氏の維新政府から要請された任務は、西洋の言語と科学の研修のための学校の設立の援助⁽¹¹⁾」であると語っているし、長崎出帆直前まであわただしい時間をすごしながら、ヴァーベックが「上はすべての国籍の公使(=minister)から下は衆庶の臣民に至るまで、帝国政府において権力を握っている人々と連がりを持つようとして激しい競争が展開されており、その上、ローマ・カソリック派が同じ目的をもって極力努力しており、こうした環境の下にあっては、現在わたしに提供されているような機会を不注意もしくは無益とすることにより見逃すべきではなからう。」⁽¹²⁾として、積極的に活用すべきであるとの立場からミッションに勤務地の変更について問い合わせを行った。

ミッションから

「もし貴下が居住地を去り、大名と帝のおられる地に行き勤めることが必要なら、その地に行つて差支えありません⁽¹³⁾」

という、回答を得て、後任の神学博士スタウト師の長崎への到着後、東京に向かった。

福沢でさえ、「鎖國風の日本に居て一際目立つやうに開國文明論を主張すれば、自然に敵の出来るのも仕方がない。其敵も口で彼を喧しく云ふて罵詈する位は何でもないが、唯怖くて堪らぬのは襲撃暗殺の一事です。……我開國以来世に行はれた暗殺の歴史を申さんに、最初は唯新開國の人民が外國人を嫌ふと云ふまでの事で、深い意味はない。外國人は穢れた者だ、日本の地には足踏みもさせられぬと云ふことが國民全體の氣風で、其中に武家は雙刀を腰にして氣力もあるから、血氣の若武者は折々外國人を暗打にしたこともある。併し其若武者も日本人を憎む譯けはないから、私などが假令ひ時の洋學書生であつても災に罹る筈はない。例えば開國の初に、横濱で露西亞人の斬られたことなどは、唯その事變に驚くばかりで自分の身には何とも思はざりしに、其後間もなく外人嫌ひの精神は俄に進歩して殺人の法が綿密になり、筋道が分り、區域が廣くなり、之に加ふるに政治上の意味も調査して、萬延元年井伊大老の事變後は世上何となく殺氣を催して、手塚律藏、東條禮藏は洋學者なるが故にとて長州人に襲撃せられ、堀二郎は國學者として不臣なりとて何者かに首を斬られ、江戸市中の唐物屋は外國品を賣買して國の損害するると苦しめらるゝと云ふやうな風潮になつて來ました。是れが即ち尊皇攘夷の始りで、幕府が王室に對する法は多年來何も合替ることはなけれども、京都の御趣意は攘夷一天張りであるのに、然るに幕府の攘夷論は兎角因循姑息に流れて埒が明かぬ、即ち京都の御趣意に背くものである、尊王の大義を辨へぬものである、外國人に媚びるものである、と斯う云へば、其次には洋學者流を賣國奴と云ふのも無理はない。サア洋學者も怖くなつて來た。殊に私などは同僚親友の手塚東條兩人まで侵されたと云ふのであるから、怖がらず居られない。又眞實怖い事もある。凡そ維新前文久二三年から維新後明治六七年の頃まで、十二三年の間が最も物騒な世の中で、此間私は東京に居て夜分は決して外出せず、餘儀なく旅行するときは姓名を偽り、荷物にも福澤と記さず、コソコソして往來する其有様は、缺落者が人目を忍び、泥坊が逃げて廻はるやうな風で、誠に面白くない。⁽¹⁴⁾と回顧しているように、攘夷感(=anti foreign feeling)が極めて強く、生命の危険さ、え伴うやうな東京に向かうことは、ヴァーベックにとって宗教うへの使命感が導くものとはいへ、維新政府からの要請も漠然としたものであり(ヴァーベックは「帝國大学のよな教育機関の設立」が主要な要請であるとしているが、彼の後任の神学博士スタウト師は「西洋の言語と科学の学校の設立」であるとしているように、かなりの隔たりがあるのは、既に見たところである)、長崎での教え子たちが維新政府内において頭職を占めているとはいへ、そのことがかえって彼に政治問題に首を突っ込みますことにもなりかねないのであり、単なる夷狄としてではなく、政敵として襲撃の対象とされる危険

性すら含むものであったと言わねばならないであろう。こうした危険性を顧慮した上でヴァーベックは東京に向かったのである。
ヴァーベックは山口範蔵(＝尚芳)に対して

来月中旬までに私が東の首府に行くことについての帝国政府の提案を、これは親切にも私の手元に届けられたのですが、十分に検討した上で、私がこの提案を喜んで受託するつもりであることを貴殿にお知らせできることを喜びとします⁽¹⁵⁾。
と、回答した。彼はこの召喚に誠意を尽くし、この召喚に神の摂理を見出したのである。

グリフィスの言葉によれば、明治維新を遂行した原動力は、ヴァーベックの教え子のグループであり⁽¹⁶⁾、教え子たちは、「教育を全ての進歩の基盤に」⁽¹⁷⁾することを決定したのであり、維新政府の中枢を占めた、かれらがこの「方針」を実現すべく、政治的混乱が打ち続く江戸の町に、師であったヴァーベックを召喚しようとしたのであった。

名目上は、教育機関の設立であったが、実質上、ヴァーベックに求められたものは、維新政府の政策の基本的枠組みを進歩の指針を基盤に築くことであつたのである。

一八六九年三月三十一日付のフェリス師宛の書簡では

来月ミカドは西の首府(都)から江戸に行幸される予定です(＝事実上の東京遷都)。また有力な諸大名がここに会同して、帝国の基本法の改正と外国との条約の改正ならびに欧米に使節を派遣することについて協議する予定です。それでこれらの重要な懸案の解決前に、政府は私をここに呼び出した訳です。……そうしたことがこの夏の期間に私に対して与えられたプログラムであるように思われる⁽¹⁸⁾。

と、教育機関の設立という名目上の召喚要請よりも維新政府にとってより緊急の重要課題に対する助言が実質上の召喚理由になっているとしており、更に同年六月二十九日のフェリス宛の書簡では

私に提案されたプランによれば、春、江戸に着任のこと、夏には全国の諸大名が会議を開き、その国の法律を改革する件に関し種々論議が交わされることとなり、私はその顧問として働かされる事になったのです。それで秋か冬には、帝国高等学校に類するものを設立する仕事に取りかからねばならなくなりました。こういうプログラムで、特に思いもよらない招聘なので、辞退することもできなかったのです。私は常に、私自身の考えた事と、私の意図した以外から提示された事とははっきりと区別しているのです。前者の場合には、個性が入り過ぎる恐れ

があるから、よく熟慮し注意深く行動します。後者の場合には私自身以外の他の「我」、これは神の祝福の下に成功の途に立ちふさがるものであるかもしれないが、がありうることを忘れて、時には恐らく強すぎる確信をもって前進していきます。しかしながら、私は着任して、すべてのことが以前から表明されてきた通りである事を知り、且つ一部の政府高官からの心からの歓待に出会いました。しかし、このことは永くは続きませんでした。北部の大名と極端な保守派（攘夷派）が姿を現した時、政治の全機構に変化が生じました⁽¹⁹⁾。こうして明治二年四月に文部省雇いとして開成学校の語学および學術の教師となり、年俸伍千元（一元は洋銀一ドル＝約一元）を支給されることになった。

ヴァーベックが宣教師であったために

於長崎英水者（＝英国水兵）暗殺事件、早速取調相付候旨、長崎表ヨリ英国公使迄先達而通達御座候付、政府より返答切迫ニ申立候事。

今度フルベッキ御雇入レ之事ニ付、山口範蔵長崎表へ罷越候得共、唯東京呼迎諸事談合は不苦間敷候得共、彼者ハ耶蘇教主ニ御座候間、表向政府にて御雇入ニテハ議論如何可有御座候事。

（明治二年）二月七日

東久世中将

大隈閣下⁽²⁰⁾

という、維新政府の宗教政策上の配慮から、新しい制度確立への相談役としてではなく、開成学校の教師として、文部省の雇いとされたのである。

開成学校の教師に着任したヴァーベックは

今や攘夷派が非常に強硬なので、自由派の連中は一時攘夷派の潮が引くまで沈黙するほかはないのです。個人的には、私に対し悪感情を抱く者はありません。しかしあらゆる外国人に反感をもっています。それは一時的な反動に過ぎず、変革や推移の過程には、しばしば起こるもので、また進歩への適当な歩みがこれに伴って来るものです。でも、こうした時代にこうした動きの中心付近にいることは不愉快なものです⁽²¹⁾。

と、彼自身が政治的な大変革の中心部にいることをしっかりと捉え、冷静に進行中の政治情勢を見抜き、「ブラックストーンとホイートンの著

作および経済学書を翻訳する者と一緒に仕事をしているのです。」と進歩のための基盤の整備に精を出していたのである。

彼が開成学校の教師に着任した明治二年は、一月二十三日に薩長土肥の四藩主が「版籍奉還」を建白し、鳥取藩の池田慶徳らが相次いで「版籍奉還」を建白した。「版籍奉還」の建白を受けた、政府は慎重な態度をとり、一旦廃止された上局会議を復活し、公議所と並んで「版籍奉還」を付議した。公議所では、制度寮撰修の森金之丞（＝有礼）が「御國體之議ニ付問題四條」として

第一 方今我國體、封建郡縣相半スル者ニ似タリ、如此ニシテ、将来ノ國是、果シテ如何。

第二 若シ之ヲ改メ、一ニ婦セントセバ、其制封建ニ歸スベキカ、将タ郡縣ニ歸スベキカ、其理否得失、果シテ如何。

第三 若シ郡テ之ヲ封建ニセバ、之ヲ如何措置シテ、人情時勢ニ適當スベキヤ。

第四 若シ郡テ之ヲ郡縣ニセバ、之ヲ如何措置シテ、人情時勢ニ適當スベキヤ。

と整理した上で議員提出の議案として、「御國制改正ノ議」、「郡縣議」、「封建議」、「御國體封建議」、「國體論節略」、「御國體議」、「奉對御國問題四條」が提出された。このうち「御國制改正ノ義」及び「郡縣議」の二案は、郡県制度を採用すべきことを論じているが、上士・下士の武士階級の存続を認めて、之に俸禄を支給し、或は藩主を以て藩知事に任じて、之を世襲制となし、或は武士階級を総べて国家の官吏に任用する等の案を答申しているのを見れば、名は郡県論であっても、封建論を去ること遠からざる論であったことは明らかであろう。此の二案を支持するのは、合計して一〇一藩及び昌平学校であった。是に対して封建制度の存続を主張するものに「封建論」、「御國體封建議」、「國體論節略」の三案があり、之を支持するものは、合計して一〇二藩であった。「御國體議」、「奉對御國體問題四條」の案も提案されているが、その支持者は何れも数藩に過ぎなかった。次いで（五月）七日、公議所は政体改正に関する御下問に対し、十名の委員を選出して奉答文を起草し、郡県制度の實施を不可とし、封建・郡県折衷論を可とするの書を上った。而して之に連署せる議員は九七名の多数に上った。

他方、公卿及び諸大名の會議としての様相をもつ、上局會議は「版籍返上之儀、追々衆議被聞食候處、全ク政令一途ニ出ルノ外無之、依而府・藩・縣三治ノ制を以テ、海内統一可遊被御旨趣ニ付、改而知藩事ニ被任候思食ニ候間、所存無忌憚可申出候事」との御下問書を受け、意見を上申せしめられた。上局の公卿・諸藩主の「奉答」も、消極的にその趣旨に賛成しただけであった。明治二年六月十四日には、木戸・大久保・後藤・副島ら参与の意見の一致をふまえて、岩倉具視は、三条実美および議定徳大寺実則・参与東久世通禧に書を送り、「版籍返上、知藩事被

仰付之議、参与中（木戸・後藤・副島・大久保・東久世・板垣）凡三論有之候様に而、御互に心配候得共、固より孰も結局は同論之儀、忠誠之處に二つ無之、只緩急あるのみ、然處如此徒に遷延候而は、列藩向背にも係り如何に付、断然十七日より御用召、知藩事被仰付候事に御決有之度」として、六月十七日を以て其の断行を促した。廟議に於いても、この上徒らに遷延しては、列藩の向背に係ることになるので、漸く之を容れることに決したのである。朝廷に於かせられては、六月十七日より二十五日に亘り、予て版籍奉還を奏請した諸藩主に対して「今般版籍奉還之儀ニ付、深ク時勢ヲ被為察、廣ク公議ヲ被為採、政令帰一之思食ヲ以テ、言上之通被聞食候事」との御沙汰書を賜ひ、其の願意を聽許あらせられた上、新に藩知事を命じ、未だ之を請はざる藩主に対しては、速かに土地人民を返還せしめることとした。⁽²⁷⁾

この時期にヴァーベックは公議所に列席して、法律改正に関わることになったのである。公議所およびその後身の集議院に列席し、政府最高顧問として、さまざまな施策に関与したが、その主なものとして、封建的な身分制度の撤廃および国民の平等化の施策を挙げることができよう。すなわち、明治三年九月十九日の「平民ノ苗氏差許ノ事」や、明治四年四月十七日の「平民乗馬御差許ノ事」等はその現れといわれる。⁽²⁸⁾

彼の提唱した身分制度の撤廃の施策の一つである「帯刀禁止」は、明治二年五月に森金之丞（＝有礼）が公議所で提案した「官吏兵隊之外、帯刀ヲ廢スルハ、随意タルベキ事」「官吏ト雖モ、脇差ヲ廢スルハ、随意タルベキ事」により具体化されたが、この提案は、公議所では、雨森謙三郎の「兩刀ヲ帶ルハ、皇國尚武ノ性、自然ニ發露スル處ニシテ、素ヨリ嘉尚スベキ所ナリ。今之ヲ廢セントナラバ、却テ士氣ヲ沮ムノ一端トナルベシ。夫利不百不易其法今帯刀ヲ廢シテ、其利幾何カアル假令随意ニセヨト令ストモ、苟モ大和魂ヲ有スル者、誰カ刀ヲ脱スル者アルベキヤ、此等ノ議維新ノ時ニ於テ、大ニ取ラザル所ナリ」との「兩刀＝大和魂論」の前に全員が「否」を表明し、否決されたものであった。更に、公議所では、議政官吏の小野清五郎提案の「切腹禁止可然ノ議」も三對二〇〇の圧倒的大差で否決されており、⁽²⁹⁾ 挙母議員川西六三の「天主教ヲ廢チ、嚴刑ヲ用フベシ」という案は、「天主教ヲ廢」の部分は一六對一で可決されたが、「嚴刑ヲ用フベシ」の部分は一七對一で否決された。⁽³¹⁾ このように、公議所での議論は活発であったが、その論の多くは武士気質が横溢しており、⁽³²⁾ 必ずしも「舊來ノ陋習ヲ破リ、天地ノ公道ニ基クベシ」という「五箇條の御誓文」を積極的・進歩的に推進しようとするものではなかった。それ故に大久保一藏（＝利通）は「公議府など無用之論多ク、未今日之御國體ニハ適し申ましく候」と慨歎していたのであった。⁽³³⁾

彼は開成学校の教師として着任間もない頃、「信教の自由」の覚え書きを書き、外務省の友人に非公式で送り届け、パスポートの「本書所持

人はすべての外国人に対し礼儀を正しく、飲酒にふけてはならぬ、常にその(外国)教師に対し敬意を表し従順でなければならぬ、またとくに日本人は、その宗教を変えてはならぬ」という規定に対して抗議し、訂正を求めてもいる。⁽³⁴⁾彼は「当地(〓江戸〓東京)に着いてから政府の一般的な政策が一層悪化しました。それで非常に失望しています。……現在、私は帝国大学の事で多忙を極めております。……私は教育の仕事をやめてまた福音の大業につくしたいのです。私が長崎に帰りたいといったら役人の間でセンセーションを起こしたのです。それで私はしばらく讓歩しなければなりません。……この便で、立派な家庭の人で将来有望な日本人青年を御紹介します。四年間、政府の許可と留学費を受けております。英語は少ししか話せません。しかしかなりよく読めます。他の日本人のいるニューブランズウィックに入学させてやって下さい。⁽³⁵⁾」とミッションに伝えている。「祭政一致」の下に神祇官を太政官の上に置くという、官制改革などが行われる中で失意を表明しながらも、開成学校、大学南校の教師として、その整備にあたるとともに、なお、「宣教師」として情熱を燃やし続け、政府高官に対してその希望を伝えるとともに、「西洋」と「日本」の架け橋として、留学生の斡旋を行っている。この時に、彼が政府留学生としてニューブランズウィックに入学すべくフェリスに斡旋を依頼した日本人青年は、大学南校学生の静岡藩士目賀田種太郎、佐賀藩士香月経五郎、姫路藩士長谷川雉郎、大垣藩士松本荘一郎の四人である。この年の十月には「この船便で四人の青年一組が数年間、合衆国の学校に留学する目的で出かけております。その一人は、裏面の名簿の筆頭にある方で皇族の子息です。貴下に宛てた紹介状を持参させました。私たちの国の学校や大学で学ぶこれら日本人たちが、宣教事業のすばらしい補助的役割を果たすようになることを私は信じております。これらの青年たちがお手数をかけるようなことはあるまいと思いますが、しかし彼等になされる御親切やお世話が決して無駄にはならぬと思います。これらの青年たちを外務省の副書記官の一人が私に紹介して来たこと、すなわち、これらの青年たちを、宣教師や牧師にゆだねたことは、私たちに力づけられる事実です。日本人の名は、丸山武郎、平山太郎、橋口宗儀です。⁽³⁶⁾」横浜の長老ミッションのタムソン師が加賀の藩主に藩の教師として招聘されたこのことです。多くの宣教師ではない、いなむしる宣教師反対の連中でも、こういう招聘に喜んで応じたものがあります。ところがこれらの日本人はどんな人物が信頼できるか、もうよく知っているのです、現在のこの例はすばらしい推挙であったと思われまます。もしすべての藩主たちが、宣教師を迎え、伝道協会としては旧伝道地に新しい宣教師を派遣することができればよいのですが、しかしそれとともに、また宣教師を全く教師にしてしまう過失をさげなければなりません。⁽³⁷⁾と、「宣教事業のすばらしい補助的役割を果たす」べき事として、米国への留学生の斡旋、日本国内での諸学校の

教師の紹介を行っており、「主が支配するよき時代にこうした機会が来るまで、あらゆる補助的な仕事を利用して、その日の来るまで土地を耕すべき」⁽³⁸⁾であるとして、皇族の子息等の留学の斡旋や長老ミッションのタムソン師の加賀藩の藩校の教師としての招聘を援助しているのである。

この年の末の書簡では

大学の仕事に忙殺されております。それで手紙は夜、書いています。今夜は夜半(午前二時)書いています。日曜以外、毎日大学に勤務しています。毎日五時間半で、その外に家では生徒を教えるし、またかなり講義の準備に時間がかかります。大学には英文科と仏文科とがあり、学生は七〇〇から八〇〇人の間で年齢は八歳から四十歳まであります。年長の学生の多くは助手として働いています。四人の英語教師と二人のフランス語の教師、いずれも外国人で、その約六倍の日本人教師と二人の日本人の学部長の外は大学関係の事務職員が大勢います。これは学校の規模の大きさを概括したものです。⁽³⁹⁾

日曜日には六名ばかりの求道者、聖書研究者の会をしており、私に満足と希望とを与えてくれます。しかしこれらの求道の学生のことをあまり早くに喜びすぎではよくありません。神が彼等を祝福し導いてイエスの真理を知らしめるのです。⁽⁴⁰⁾

開成学校の教師として、更には維新政府の顧問として多忙な日々を送りながら、日曜日にはキリスト教に関心をもつ学生とともに「聖書」の研究会をもって、キリスト教の宣教師としての務めも果たしている。この期間、彼は家族と遠く離れており、異国の攘夷感情も強く、政治的大変革の最中における「反動」現象の多発する江戸(東京)の地で、「獅子奮迅」の活躍をしているのである。彼の維新政府との関係は、明治十年九月中旬まで続いた。この間、彼は維新政府に対して幾多の献策を行っており、キリスト教の宣教師の補助的活動として、先進的な西洋文明の日本への導入をすすめる推進者として、米国の教師を日本に迎え、日本の英才を米国へ留学させ、また教育に不可欠な教材(理科の器材)の購入の媒介まで行っている。以下、一八七〇年(明治三年)から七九年(明治十二年)八月までの彼のミッションへの主な書簡を通じて、幾つかの項目に分けて彼の事蹟を辿ってみたい。

(A) 教師として

維新政府が彼を招聘したのは、開成学校の語学および学術の教師としてであった。六九年末に英文科と仏文科の二科からなる「大学」のことについて報告しているが、

もしわたしがここにいなければ、これら数百の大学の青年学生は公然と不道徳な生活をしている人々や、神と聖言の敵の勢力に支配されてしまいます。現在、学生たちは宣教師をこのみかつ尊敬しております(もっと申し上げてもよいが)、また大学の当局者も宣教師たちは最も信頼し得る教師だと認めております。その証拠に数日前にも、一人「宣教師」(と言ったような人)を欲しいという申し出がありました。これについて、長老ミッションのコーンス師を一年間来週から大学で教鞭をとるように世話することに成功したので、当局者は勿論、わたしも喜んでゐる次第です。(70. 2. 21)

あらゆる予定の仕事におわれ——主として学校の授業で、午前も夕方の時間も、ほとんど同様ですから、手紙を書く時間は夜半の静寂のときだけなのです。(70. 4. 21)

しかし、また、服装を変えず、もっと深く見て、表面よりもっと内在的な力をもとめる人も多くあります。西洋の学問や科学に対する実際のな渴望が広く及んでいます。ここには、英語、仏語、独語を学ぶ数百の学生がいる大学があります。これ以外に、いくつかの日本人の経営する私立学校があって、主として英学を教えています。この外、何ら学校に通わず書籍により独学するものも多数あります。(70. 4. 21)

むろんこの国が初め開けた時は、ただ語学のみが研究の主要目的でした。漸次、この目標はそれ以上の探究をするようになり、ついに今日においては、法律、経済学、さらに進んで学術的、道徳的な学問をも包括するようになりました。これらの努力が成果を結ばないということはありません。(70. 4. 21)

「わたしはバックルの文明史第一巻を読んで、第二巻を読んでいる」とか、また『ウェランドの道徳科学』を読んでいるがむずかしい個所を解釈してやって下さい」などと言うのを聞くのは、誠に喜ばしいことです。(70. 4. 21)

今日は一カ月にわたる夏休みの第二日目です。わたしたちの一年間の授業をやって行くことはなかなか忙しく、今やっと一息ついたようなわけです。数日前に文部卿と大学の当局者は、わたしを大学の校長に推挙したので、わたしの職務はさらに増し加わりました。(70. 7. 21)

招聘した四人の紳士がいつここに到着するのか、関係当事者一同が尋ね始めています。わたしたちの大学では、自然哲学の学者の到着を待っている間、わたしたちで代講をしなければなりません。(70. 11. 23)

わたしは当大学のため一二人の外人を雇っており、わたしはその校長です。しかしわたしが本国から招聘し得る(私的ですが)人々と比較

して以上の教師たちは劣っておることを確証します。このことを当局者に示したいのです。当局者が信頼できる人物を求めるならば宣教師を招聘すべきであることは、彼等もよく承知しておるのです。そしてわれわれの国にはわたしたちを支持する正直で尊敬すべき人物が国外にもいることを彼等に証明した。(48) (*70. 11. 23)

あなたは新聞でわたしたちの大学の二人の教師が当市内の街路で襲撃され、重傷を負った記事をご覧になるでしょう。これは当地にいるわたしたちの誰も予期しなかったことです。わたしたちの恵み深い天の父は、外国人と国の進歩とを憎むわれらの敵から、わたしたちを守って下さいます。しかし、内密ですが、確かに今度の場合は被害者側の過失、いや罰でした。わたしたちは誰でも外出する時には、いつでも二人の武装した護衛を随行することが許されています。もっぱら外人教師を護衛するために大学に所属する二〇人の武装した護衛がいます。最近になって数人の教師たちが護衛なしに出歩いていました。その襲撃の僅か一週間前に、わたしは教師全員に対して、そういうことをしないようにというその筋からの告示を掲示しておきました。(49) (*71. 1. 21)

襲撃のあった晩のことですが、ダラスとリング両氏は護衛を連れて外出しましたが、暗くなってから一時間半、午後七時に護衛を去らせ、彼等は一人の日本の女を同伴して暗い通りを歩いていた時、八時十五分に背後から切りつけられたのです。彼等は護衛に知られたくない用向で出かけたことは明らかです。もし彼等が正しい生活をしていたらその夜は無事だったでしょう。ところが今彼等は、わたしが学校の構内にある彼等の家にあのような女たちを引き入れることを禁じたということで、わたしに非難を浴びせようとしています。こうしたことがありませんが、彼等が傷を受けながらも、急速に恢復に向かっていることを知って、わたしたち一同のものも喜んでいて次第です。(50) (*71. 1. 21)

わたしたちの大学は、現在の事情としては隆盛におもひえています。一カ月前、新学期の当初に一、〇〇〇人に四人足りない生徒が在学し、設備の不足のため二〇〇名以上が入学をことわられました。わたしの外に二人の外人教師がいます。それは英語、フランス語、及びドイツ語の三学部のためです。(51) (*71. 3. 22)

彼(＝ヴィーダー博士)が多分失望するのではないかと、わたしが恐れているのは、個人的な忠告をする以外には、学校の内部組織に関し何らの発言権をもたないということです。だれでもこれらの人々をよく理解し、何が彼等に適し、何が適しないかをよく知ろうとしなければなりません。そしてヴィーダー博士のような能力を持った人は、初めはこのような特殊な地位におかれるよりも、もっと有利な働きをなし得る

と感じるかもしれませんが。しかし、もしあなたがうまく適当な人が見つけれられないならば、彼が来てくれたらと思います。というのは、わたしたちが望んでいるのは立派な学問のある人です。もし彼が来てくれるとすれば、早ければ早いほど結構です。(71. 3. 22)

大学当局から、米国の首都駐在の日本代理公使森氏宛の書簡を彼に廻送するようにとの支持がありますから、ここに同封いたします。その書簡はおそらくアメリカの学校教師の来日を懇請する条件、例えば、もし必要であれば、本国内及び国外の交通費もちで三年間の契約等に関する調査をなすよう、彼に望んでいるでしょう。現在の問題はヴァーダー博士またはグリフィス氏のような教師ではなく、わたしたちの市の公立学校で教えうる一般的な教師です。すなわち、専門課程のためでなく普通の初等教育のためです。わたしもまた同じ情報をあなたに依頼するよう望まれています。……前述の適任の人物は(州または区)の公立学校の校長だと思えます。しかし、わたしはこれらの紳士たちには全く知り合いがありませんから機会があれば、わたしに代わって調べて下さいませんか。多分、森氏はこの問題について、あなたと相談するように指示されています。しかしもし、それができず、あなたが彼と会う機会もなければ、あなたご自身でなされる調査の結果をお知らせ下さいませんか。この問題に関して、またご迷惑をお掛けして恐縮の至りです。(71. 6. 19)

あなたにお聞きしなければならぬもう一つの問題は、第一に肥後行きの人はどうなっているかということです。来任が遅れているので、先方の人は非常に心配しています。もしわたしにその人物の姓名、来日の予定などが解っておれば、いろいろな事情がはっきりするのですが、そして第二に大学の当局者は当地や横浜で頼んでいた人々ではなく米国から正式の学校教師を招聘することに決定したようです。今大学当局者が求めているのは、ヴァーダー博士やグリフィス氏のような科学者ではなく、もっともこれらの人々は、その時と場所によっては望まれるであろうけれども、希望としてはわたしたちの公立学校で教えるようなすぐれた学校教師です。すなわち英語、数学及び科学の初歩などの立派な基礎知識をもった人々、そして特に立派な品性を備えた人々、宗教家またはキリスト信者です。(71. 7. 20)

あなたが先便で言及しておられるようにサンフランシスコからの二人を迎えたのですが、もう二人給料の安い普通の学校教師を雇わねばなりませんので帰航の船で派遣して下さい。(71. 11. 21)

わたしは学校を改革し、再編成をしている最中です。おそらく、わたしはこの大学へグリフィス氏を呼び戻すことになるでしょう。(71. 12. 21)

もしドレマス夫人が女子教育の目的を訴えるために、数人の婦人を同伴して行くならば、岩倉全権一行に歓迎され、好結果が得られるでしよう。⁽⁵⁷⁾ (71. 12. 21)

昨日、天皇陛下は、文部省ならびに江戸病院（大学東校）に行幸せられました。数日中に陛下はわたしの大学（南校）へも行幸なさる予定ですから、その行幸の用意で多忙を極めております。⁽⁵⁸⁾ (72. 4. 22)

五〇〇名近い学生と四カ国の国籍の一八人の外人教師のいる学校の監督やら、家庭においては忠告や指導を求める多くの人々の申し込み、研究あるいは論文を書くために、絶えず、あれやこれやの改革を要する大問題を手許に持ち、かつ大家族をかかえていることなど、これらすべての問題に対して、毎日、毎時間、注意を怠ってはならないので睡眠時間を切りつめなければならぬことさえあるのです。この結果わたしは非常に神経質になり、体が固くなっています。それで心身の過労を回復するためには、積極的なリクリエーションでなくとも、転地の必要を感じています。この目的で今から年末までの七カ月間の賜暇休暇をとるように申し出ました。⁽⁵⁹⁾ (73. 2. 22)

昨年天皇陛下がわたしたちの大学に行幸なった時わたしが陛下に拝謁している写真一枚を同封いたします。講堂の装飾はわたしがしたのです。⁽⁶⁰⁾ (73. 2. 22)

わたしの留守中に、恐らく文部省の狭量な官吏のあるものがプロシヤやスイスが学校教育の世俗化をしていることを聞いて、文部省から、宣教師全部を排除するという、えらい野望を抱いたように思われます。昨年の夏に当地を訪問したワシントンのニューマン博士は、この方法が愚劣であることを彼等に信じさせるために、博士のなし得るすべてをなし説得しました。しかし徒勞でした。その結果ブラウン博士、ウルフ氏とわたしは契約の満期にあたって再雇用してもらえませんでした。⁽⁶¹⁾ (74. 2. 19)

疑いもなく、他の諸事情も、ことわたしに関しては、役人に影響力を与えるのに力がありました。昨年の春、出発した時に、学校の監理をかなり頭のきれる日本人に委ねました。臨時の監理に必要な規則や指示を一任したが、重大な変更はわたしが帰るまで、しないようにとくに要望しました。しかし、わたしが出発してまもなく色々重要な問題に修正を加えたのです。そして一度外国人の監督者の助言と契約から独立したある種の権力と行動の味をしめたので、彼等は独力で事を行なおうと決心したのです。⁽⁶²⁾ (74. 2. 19)

モーレー教授の来日は、彼等が同一部門の最上位に同格の二人の外人を上手に扱うことができず、と行ってまた、わたしを彼の下位にも、

あるいは上位にも置くことができないという程度までしか、彼等の決意をおさえる力がなかったのです。わたしはモーレー博士を好きだし、彼等がこういう善良で賢明な助言者を得たことを、わたしも嬉しく思っています。またその他の点では「主」の僕として、それが受難であるならば、わたしは苦しむことを光榮と考えております。そのほか、以前二、三度、彼等にとっても任せておくことは、むずかしいという事に気がついたので、学校の監督者としての任務を免除してもらうように要求したことがありました。今、回顧してみますと、わたしは、よくもこれまで、この任務に耐えてきたものと不思議に思っています。帰任するや否や、旧友たちはみなわたしのまわりに集まってきました。そして政府もまた大変親切に、以前より任務が軽く、月給はやや少額ですが、五年間の契約を申し出てくれました。その額は、以前に一度ならず、わたしも提案したものでした。⁽⁶³⁾(74. 2. 19)

日本の貴族たちは一つの組織的な社会を形成しており、その協賛のもとに、種々の事業を行っております。その中の一つに所謂、貴族の学校(華族学校)があります。主として「華族」すなわち、貴族の子孫や、その親戚の人々を教育する目的でたてられた教育機関です。わたしが懇請されたのは、この学校でした。しかし、わたしがことわった主なる理由はこうです。その学校において、望ましい教育効果をあげても、この国の現在の進歩した段階においては、英語教育の単なる基礎を教えること以上に役立つことができるのは、ミッション・スクール以外にあり得ません。この種の仕事に適した人々は外にもありません。実際、貴族の方々に時々行って日本語で講演するように頼まれることがあると知らされていますが、もしそういう要求であったとすれば、スベリングや文法を教えるという骨折りはしなくてもよいかもしれません。説教や、神学教育が有効に実行されるような時代においては、単なる世俗の教育者に任せるべきであると考⁽⁶⁴⁾えます。(77. 7. 24)

この月(一〇月)の最後の日まで、一度前に辞退した地位、すなわち華族学校(貴族の学校)——この職を引受けるように強く望まれました。さらにこの他に一、二の地位もありますが。……わたしのために最も親切になされた、いくつかの申し出を勝手に断つてもよいとは思いませんでしたので、華族学校と政府の一つの省との間に一一月二〇日から一カ年間の契約を結んでしまったというのが真相なのです。⁽⁶⁵⁾(78. 1. 9)

一八六九年四月より語学と学術の教師として、「開成学校」に奉職した、ヴァーベックは、西洋文明・文化を日本に伝えようと努力しており、日本の青年が、学校や書籍を通じて西洋の文物を学ぼうとするのを、喜んでいた。「開成学校」の教師として、また維新政府の政策立案の顧問

として「公議所」(後に「集議院」)列席してきた、彼が第一大学区第一番中学校教頭に任ぜられて(一八七二年九月)からは、単に一人の教師としてばかりではなく、日本の教育の在り方についても目を行き届かせている。アメリカの学校教師の招聘についての問い合わせはその現れと見て良いであろう。一八七三年十二月、「開成学校」を退任し、改めて法律顧問として正院の「翻訳局」と左院に兼動した。モーレー教授の来日(一八七四年二月)により、これまで彼が占めてきた、文教行政上の重要性が失われ、彼の立場は微妙になり、文部省の宣教師漸減の方針もあって、政府と再雇用の契約は成立せず、太政官の法律顧問として政府との関係を保つ事となった。一八七七年七月、多年にわたって明治政府に仕え、大学南校その他の功績により、勲三等旭日章を授与されたが、この年の九月中旬に彼は元老院の職を去り、政府との関係を断った。キリスト教の伝道や西洋文化の日本への移入にそれほど「寄与」できないと知りつつも、これまでの長い政府との関係からか、一八七七年十一月から一ケ年間「華族学校」に勤務することとなった。簡単に一八七〇年から七八年までの彼の経歴を見てみたが、政府の「最高顧問」として、御雇外人としての最高報酬(月給六〇〇円……右大臣ハ一等ノ岩倉具視の月給に相当⁽⁶⁶⁾)を給せられていたことを見れば、明らかのように、維新政府にとって不可欠なパイロットとして、政策決定に深く関与し、神経衰弱に羅するほど、大車輪で活躍したが、政府のお雇い外人の数が増え、陸続と専門知識を有する者が登場するに当たり、彼の活躍の舞台は制限されていったのが事の成り行きであった。お雇い外人の第一号としての彼は、⁽⁶⁷⁾政府の政策の基本方向に大きく寄与した。ここで取り上げた幾通かの書簡は、学校教師として、また当時大学が保有していた教育行政上の権限から、中・高等教育ばかりでなく、広く庶民教育、すなわち、初等教育の教師のありかたのモデルをアメリカの教師に見出そうとしていることが窺われる。

一八六九年四月に彼は「開成学校」の教師として着任した。「開成学校」は、「程朱を宗として儒教を闡明し以て教学の中心たらしめる昌平⁽⁶⁸⁾黌」および種痘所から発し、西洋医学の教授所であった「医学所⁽⁶⁹⁾」と共に幕府直轄の教育機関で、徳川時代における我が国最高学府であり、蕃書和解御用の局に端を発し、蕃書調所、洋書調所、更に「開成所」と改称された、一般人士の入学の許された教育機関であった。⁽⁷⁰⁾徳川幕府の瓦解とともにこの三つの教育機関は、閉鎖の運命に陥った。維新政府はこの三つの教育機関を其の手に収め、慶応四年六月二十六日先ず「医学所」を復興し、次いで同年六月二十九日には「昌平黌」を復興し、更に明治元年九月十二日には「開成所鎮将府ニ属ス」として、「明治元年戊辰九月十二日鎮将府始メテ徳川亀之助ノ臣川勝近江柳河春三両員ヲ開成所頭取ニ雇ハセラレ開成所勤メト唱フル教員ヲ属セラレ時ニ其他未タ定

ラサルヲ以テ同月廿四日ヨリ群員仮リニ駿河臺袋町川勝近江ノ邸へ出テ開成所ノ諸務ニ関ス⁽⁷¹⁾ (大学南校起源)と、旧開成所総奉行川勝近江、旧開成所頭取柳河春三の兩名を頭取に「開成所」を復興し、次いで同月二十四日には「開成所ヲ駿河臺ニ移シ学校事務集議所トス⁽⁷²⁾」と駿河台への移転を行い、更に同年十月十二日には築地旧幕府海軍所に移され、同月十八日鎮将府が廃せられると一時行政官の所管となり、更に同月二十八日には東京府の所管に移され、十一月十二日には内田恒次郎(正雄)が開成所掛兼務を命ぜられた。翌日再度行政官の管轄に属し、同月二十一日には一橋門外旧幕府騎兵所英国公使館の一部を仮の開成所本署とされた。十二月十日官制改革が実施され、頭取及び一等教授、二等教授三等教授、教授試補及び定番、小頭等が置かれ、翌々日の十二日には学校を築地より神田錦町旧幕府開成所跡に移転すると共に、川勝と柳河兩名を解任し、宮中学校議事取調掛内田恒次郎(正雄)を学校頭取に任命した。「開成學校」は明治二年正月に開校された⁽⁷³⁾。ヴァーベックはこの「開成學校」の外人教師として着任したのである。明治二年六月十五日に行政官は次のような「學校規則」を制定した。

學校規則

道ノ體タルヤ物トシテ在ラサルナク時トシテ存セサルナシ其大外ナク其小内ナン乃チ天地自然ノ理ニシテ人々ノ得テ具ル所其要ハ則チ三綱五常其事ハ則チ政刑教化其詳ナルハ則チ和漢西洋諸書ノ載スル所學校ハ乃チ斯道ヲ講ジ知識ヲ廣メ才徳ヲ成シ以テ天下國家ニ實用ヲ奏スル所ノ者ナリ蓋シ神典國典ノ要ハ皇道ヲ尊ミ國體ヲ辨スルニ在リ乃チ皇國ノ目的學者ノ先務ト謂フ可シ漢土ノ孝悌彝倫ノ教治國平天下ノ道西洋ノ格物窮理開化日新ノ學亦皆是斯道ニ在ル所學校ノ宜シク講究採択スヘキ所ナリ且兵學醫學ノ如キ國ノ興敗民ノ死生ノ繫ル所政務中ニ於テ最重スヘキノ事ニシテ外國ト雖トモ其長スル所ハ亦皆採テ以テ我國ノ有トスルコト勿論ノミ如此ナレハ舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基キ智識ヲ世界ニ求メ大ニ 皇基ヲ振起スル御誓文ノ旨趣ニ不悖是レ乃チ大學校ノ規模ナリ

大學校

一 神典國典ニ依メ國體ヲ弁ヘ兼テ漢籍ヲ講明シ實学實用ヲ成ヲ以テ要トス

大學校分局三所

大學校区域未廣悉ク三校ヲ設ケ難シ姑ク其名ヲ殊ニシ以テ分局トス然ニ大學校ノ名ハ三校ヲ総テ是レヲ稱スルナリ

開成學校

一 普通學ヨリ専門學科ニ至ル迄其理ヲ究メ其技ヲ精フスルヲ要トス

兵學校

一 今此局ヲ設ケス姑ク是レヲ軍務官ニ付ス

醫學校

一 医理ヲ明ニシ藥性ヲ審ニシ以テ健康ヲ保全シ病院ヲ設ケ諸患ヲ療シ實驗ヲ究ルヲ要トス⁽⁷⁴⁾

この「學校規則」において「開成學校」は、高等教育機関として「其理ヲ究メ其技ヲ精フスルヲ要トス」という規定（「帝國大學令」第一条の「帝國大學ハ國家ノ須要ニ応スル學術技藝ヲ教授シ及其蘊奧ヲ攷究スルヲ以テ目的トス」と相通するのであり、「學制」、「教育令」、「教育令」改正、「教育令」再改正の条文にみえる「大學ハ高尚ノ諸學ヲ教ル専門科ノ學校ナリ」等の規定とは趣を異にしている）と共に、「普通學ヨリ専門學科ニ至ル迄」と規定しており、高等教育への準備機関としての準備機関としての性格も合わせ持っていることを示している。「開成學校」を「西洋ノ格物窮理開化日新ノ學」の教育機関たらしめようとし、こうした学問へより多くの青年たちを導いていこうとする「構え」があったといえよう。かように「開成學校」は一面では高等教育機関を標榜しながら、他面においては高等教育への準備機関としての性格を持つこととなったのである。明治二年六月十七日には、「昌平校」、「開成學校」および「醫學校」の三校を「大學校」と称することとした。この際に「改昌平校稱大學校更管開成醫學兩校」との達が出されており、ヴァーベックのいう「一時的な反動の嵐」が政府機関としての「開成學校」にもその影を落としていたものと考えられるのである。この三校の「大學校」としての一本化は改められ、明治二年十二月十七日には「自今大學校ヲ大學ト改稱開成所ヲ大學南校醫學校ヲ大學東校ト可稱事」と、「開成所」および「醫學所」の「独立性」の保持が明記されることとなった。同月十九日には「大學ニ令シ公選ヲ用ヒテ教官ヲ黜陟セシム」との達が出された。国・漢学間の対立、抗争、国・漢洋の三学の対立に明け暮れ、紛争の拘泥することを解消し、三学を基盤とする「皇學」の樹立を図り、「皇基の振基」（五ヶ條ノ御誓文）のための人材の養成を行う機関としての「大學」の教官の質的向上を意図したものである。続いて明治三年二月に次のような「大學規則及中小學規則」が發布された。

大學規則

學體

道ノ體タル物トシテ在ラサルナク時トシテ存セサルナシ其理ハ則綱常其事ハ則政刑學校ハ斯道ヲ講シ實用ヲ天下國家ニ施ス所以ノモノナリ然ハ則孝悌彝倫ノ教治國平天下ノ道格物窮理日新ノ學是皆宜シク窮覈スヘキ所ニシテ内外相兼ネ彼此相資ケ所謂天地ノ公道ニ基キ智識ヲ世界ニ求ムルノ 聖旨ニ副ハンヲ要ス勉メサル可ン哉

學制

輦轂ノ下大學一所ヲ設ケ府藩縣各中小ノ學ヲ置ク皆大學ヨリ頒ツトコロノ規則ヲ遵守シ材ヲ育シ業ヲ廣メ國家ノ用ニ供スルヲ以テ務トス而シテ大學ハ人文ノ淵藪才徳ノ成就スルトコロ之ニ入ラントスル者必ス先ツ其地方ノ考課ヲ歴諸學漸ク熟シテ始テ輦下ニ貢進スルヲ獲ルナリ

貢法

生徒凡ソ三十歳以下ヲ限リ其地方ノ考課ヲ歴知事證憑ヲ予ヘ

輦下ニ貢進スル者之ヲ大學生ニ補シ各自好ムトコロノ科業ニ就キ博士助教ノ指教ヲ受ケシム在学三年ヲ期トシ期滿ツル時ハ退學セシメ更ニ新ナル者ヲ以テ之ニ補ス若シクハ在學中撰任セラル、者アレハ随テ定額ノ人員ヲ貢進ス其定員ノ如キハ之ヲ後議ニ附ス

試法

試藝對策ノ法ヲ立テ春秋ノ二仲月預メ日ヲ剋シ其臧否ヲ對試シ優等甲科ニ登ルアラハ各其條件ニ就キ反覆討論ヲ遂ケ言行相符スル者ヲ判定シ状を具シ申奏シ以テ廊廟ノ採擇ニ充ツ

學費

府藩縣管内石高ニ應シ公納セシム其定額ノ如キハ之ヲ後議ニ附ス

學科

學科	履修科目
教科	神教學、修身學
法科	國法、民法、商法、刑法、詞訟法、萬國公法、利用厚生學、典禮學、政治學、國勢學
理科	格致學、星學、地質學、金石學、動物學、植物學、化學、重學、數學、器械學、度量學、築造學
醫科	預科 數學度量、格致學、化學、礦土、動植物學 本科 解剖學、藥物學、原柄學、毒物學、病屍剖驗學、醫科斷訟法、內科外科及雜科治療學、攝生法
文科	紀傳學、文章學、性理學

中小學規則

小學

子弟凡ソ八歳ニシテ小學ニ入普通學ヲ修メ兼テ大學專門五科ノ大意を知ル

句讀

習字

算術

語學

地理學

五科大意

中學

子弟凡ソ十五歳ニシテ小學ノ事ヲ訖リ十六歳ニ至リ中學ニ入り專門學ヲ修ム科目五アリ大學五科ト一般

G・F・ヴァーベック論(2)

學科	履修科目
教科	神教學、修身學
法科	國法、民法、商法、刑法、詞訟法、萬國公法、利用厚生學、典禮學、政治學、國勢學
理科	格致學、星學、地質學、金石學、動物學、植物學、化學、重學、數學、器械學、度量學、築造學
醫科	預科 數學度量、格致學、化學鑛土動植學 本科 解剖學、藥物學、原病學、毒物學、病屍剖驗學醫科斷訟法、內科外科及雜科治療學攝生法
文科	紀傳學、文章學、性理學

子弟凡ソ二十二歳ニシテ中學ノ事訖リ乃チ其俊秀を選ヒ之ヲ大學ニ貢ス⁽⁷⁸⁾

この「規則」によれば①学校は、下から小学・中学・大学という階梯性をもつ、三者に分かたれた事、小中学は各府藩県に設け、大学は中央に唯一ヶ所設ける事、②大学への入学には各地方の考課を経、知事が「諸學術に熟したる者」としての証拠を与えて中央に貢進した者に限られる事、③各階梯で凡その卒業年限が年齢によって定められている事(小学は凡そ十五歳、中学は凡そ二十二歳、大学への貢進は三十歳以下の者に限定され、大学の在学年限は三ヶ年に限定している)、④大学の貢進生には府藩県毎に定員を定め、在学中に選任される者があれば、補欠の貢進を認めている事、⑤大学の学科は、教科、法科、理科、医科及び文科の五に分かたれた事、⑥春秋に試験を行い、「優等甲科」に登る者があれば、「言行相符すること」を確認の後、官吏として推薦し、廟堂の採用を待たせた。⑦「小中学は大学より頒つ所の規則を遵守すべし」として、大学に教育行政の中樞機関として、学校監督の事務を委ねている事、⑧「孝悌彝倫ノ教治國平天下ノ道格物窮理日新ノ學皆宜シク究覈スヘキ所ニシテ内外相兼ネ彼此相資ケ……」との趣旨から皇學偏重を解消しようとしている事⑨「学費」は各府藩県が石高に応じて定額を公納する事としており、地方の負担により大学の運営を進めようとしている事が明記されている。⁽⁷⁹⁾この「規則」の下に定められた教科、法科及び文科の必読書は次のようであった。⁽⁸⁰⁾

教科	古事記、日本書紀、萬葉集、古語拾遺、祝詞、宣命、孝經、大學、中庸、論語、詩經、周易、禮記（孟子を省く）
法科	令、殘律、儀式、延喜式、江家次第、三代格、法曹至要抄、周禮、儀禮、唐六典、唐律、明律、文獻通考、衍義補
文科	五國史、三鏡、日本史、枕草紙、源氏物語、左氏傳、國語、史記、西漢書、溫史、文章軌範、八大家文讀本

理科および医科についてはこの時点では定められてはいないが、未だ洋学が基調とされてはおらず、国漢学の古典に限定された必読書からは、「智識ヲ世界ニ求メ」の精神に則った「大学の研究と教育」が実現されていないことを雄弁に語っているものといえよう。

この「規則」の制定によって、大学内の対立が再び顕現化し、これまでの、皇・漢学者間の対立、皇・漢学者と洋学者間の対立に加えて、大学当局（『行政』事務局）と教官との対立が生まれ、生徒をも含んだ紛争となった。紛争は、明治三年五月四日に、大学教官中博士芳野立蔵、小博士藤野正啓、同木村正辞、大助教川崎嘯、中助教小中村清矩、同榊原芳野、同黒川真頼、同岡千仞、同松原怒平、小助教依田暲平連名の建白書および同志の舎長伊地知清次以下四名生徒九十名連署の建言が大学別当松平慶永（『春嶽』宛に提出され、大学の弊を論じ、其の改革を要求した⁽⁸¹⁾。この「建白書」および「建言」は、ともに大学職制の改革を要求するものであり、行政に当たる大少丞等が教育の實際を理解せず、徒に窮屈な規則を設けて教官を束縛するを非とし、教官は生徒教育に關することは一切を挙げて教官に托すべしと論じ、舎中生徒は露骨に大少丞を蔑すべしと論じていた。⁽⁸²⁾ 教官や舎長、生徒が憂いた「大学の實状」は、在学中の学生が大学の教育方針に不満を抱き漸く退き去らんとし、大学に入らんとする者も足を裏みて進まず、大学以外に於て学に就くもの却て多き実状であった。⁽⁸³⁾ 大学の教育方針に不満を抱き、大学職制の改革を要求する、教官の「建白書」と舎長・生徒の「建言」に対して、大学別当松平（慶永）以下頗る苦慮せるが、島（義勇）少監は、關する重大の規則は改正を為すことを要せずして、教育のことを教官に委任して可なるべしとの意見を述べたるも、其の意見は用ひられず、大学別当松平（慶永）は、教官等の建言の趣意には反対せざりしが、事重大なるを以て慎重に審議せられんことを請へり。而して一方に於ては秋月（種樹）大監、楠田（英世）大丞、小松（彰）少丞は教官の説論、舎長生徒等の鎮撫に力め、一方に於ては朝廷に於て審議せらるゝところありたるが、松平別当は教官等の言ふ所を容れて、直ちに大学職制の改革を行はんか 朝旨に違ふの虞ありとして、秋月大監、島少監を経て、教官の建白書、舎長生徒の建言を夫々却下し、同時に当局をして大少丞と教官と勦力して事にあたるべき旨を達せしめたり。⁽⁸⁴⁾ この間の事情を当時大学小博

士の職にあり、皇漢学派中の有力な一人であった。藤野正啓(號海南)は「海南手記」に

三年庚午(四十五歳)七月十三日。大學廢。學官皆罷。(留奏任以上。仍居東京。賜月俸三分之一)。是時有改革學制之議。大少丞等。與南校洋學教官謀。欲倣洋法立教則予等非之。欲斥大少丞(楠田英世、小松彰)別當春岳君。大監秋月種樹君。及辨事田中不二磨(管學事)。納丞説。少監島義勇。参与副島種臣(管學事)。是予輩説。予代衆教官作書。効大少丞。又與衆教官造副島第。備論得失。副島氏大納之。予輩皆喜以為吾説勝矣。而突然有廢學之命。蓋以兩議難判也。⁽⁸⁵⁾

と記している。この記述によれば、大丞楠田英世、少丞小松彰の兩名が南校の洋学教官と謀り、洋法に倣って学則を定めんとし、松平慶永大学別當、秋月種樹大監、田中不二磨弁事等もその説に賛成し、大学全体を挙げて漸次之を洋風に改めようとするのに対して、皇漢学者は挙げて洋式学制の採用に反対し、少監島義勇、参与副島種臣之に賛成し、遂に大学内部に学制に対する二派の対立を見るに至った。「建白書」を提出した教官有志が大丞少丞等事務官が大学の学制を左右するのを非とし、教育の事は挙げて之を教官等に委ねられるべしと建白したのは、表面上は大少丞を攻撃しているものの、その実、裏面においては洋式学制採用に傾く別當以下を弾劾するものであった。⁽⁸⁶⁾南校教官と進取的な大学事務局担当者が「洋式学制」の採用を策し、「規則」を通して実現しようとしたのに対し、「退嬰的」な皇・漢学者と大学事務局担当者の一部が共同戦線を張って、之を阻止しようとすることから、大学内部の紛争は收拾できない模様を呈し、遂に七月十二日「学制御改正ニ付當分本校被止候事」⁽⁸⁷⁾との達が下され、翌十三日判官以下諸役員の免職、生徒の退学の儀が達せられ、復興依頼僅かに二年余にして、大学は内部の抗争の結果、閉鎖のやむなきに至り、南校と東校とが再び独立することとなった。

ヴァーベックが「これら数百の大学の青年学生は公然と不道徳な生活をしている人々や神と御言の敵の勢力に支配されてしまいます。⁽⁸⁸⁾」と感想をもらしているのは、大学内部での「復古派」と「開明派」との抗争の中で、外人教師として「開明派」の支えとなって、進歩を実現しないでは、「復古派」の勢力の前に、進歩を危ぶみ、徒に復古を主張する反動が大学のみならず、日本全体を覆ってしまうとの危惧を現わしたものと見えよう。

「大学規則」及び「中小学規則」の制定という洋式「学制」の採用は、皇・漢学派の反対によって道半ばにして、挫折の憂き目にあったが、大学南校と東校はそれぞれ「独立校」となり、却って統一体としての「大学」の一部を形成しなくてもよいこととなり、その教育の推進を独自

に追及できる条件を確保することとなり、一層の充実の道を進むこととなった。

ヴァーベックは語学及び學術の教師として大学に迎えられたのであり、勿論彼の勤務先は、「開成学校」、大学南校であった。旧幕府の「蕃書和解の局」に端を発する、この学校は、西洋の科学を教授するものであり、高等教育機関であるとともに、高等教育への準備教育機関でもあった事は既に見たところである。

明治二年正月に「大学南校」は開学されたが、その「生徒心得」は次のように定められていた。

- 一 教場之諸規則を守り教官之指揮ニ従うべき事
但違背する者退學申付候事
- 一 講習語學數學三科兼學いたし可申事
但等級七等以上之者事實語學兼業致兼候ハ願の上教官評議を以て差許すべし若免許を受けずして語學缺課いたし候者は退學申付候事
- 一 修業之時限は午前九字より十二字迄午後一字より四字迄候条無遅延出席可致若遅刻におよひ候者ハ課程相省候事
- 一 入學之節是迄之學業相尋返之等級へさし加へ置四季之定試業にて真之等級相定へき事
但試業之節無断欠席いたし候者ハ除名相成候事
- 一 數學之儀ハ加減乗除分数比例迄屹度修業可致候
但右卒業之者は願之筋ニ依り缺課可差許事
- 一 課業書籍之儀時宜により御貸渡ニ相成又は御払下ケ相成候間其段相心得可申事
但御払下ケ並拝借之分者御書籍局江談判いたし可申尤拝借之分ハ入學御初而拝借之節其書名を短冊ニ相認自分調印いたし候上教官之檢印を相受可申候其後課業之書相替り候節は前拝借之分返納いたし其短冊を教官へ相示し候上にて再び新規御書籍御貸渡ニ可相成候除名並退學ニ相成候者ハ拝借之官籍早速返納いたし可申候
- 一 不快故障等に而缺席いたし候者ハ生徒勤惰取締局へ届差出可申事

- 一 無届缺席いたし候者ハ一週間相立候へは除名相成候事
 - 一 届之上缺席いたし候といへとも四週以上ニ相成候へは除名相成候事
 - 一 缺席届差出し四週ニ至て除名相成候者は其次入學之定日再入學を許す若断不差出除名相成候者ハ四週を経されハ再入學不相成事
 - 一 講習語學數學之中一課たりとも缺課之者ハ除名之事
 - 一 但(語學、數學) 缺課願濟之分ハ此例にあらず
 - 一 退學申付候者ハ其退學之次第ニより且改心之様子証人より稔与申出候へは退學日限より三ヶ月之後再入學差許す事もあるべき事
 - 一 但再度退學申付候者は此例にあらず
 - 一 洋服着用又は無刀無袴等に而出席いたし候儀堅禁止之事
 - 一 毎月休業
 - 朔日 日曜日
 - 但朔日日曜日に相当候へは十一日休業之事
 - 一 事故によりて退學相願候ものは其段生徒勤惰掛へ相届可申候
 - 一 入舎相願候儀は等級七等以上に而年齢十六歳より二十五歳まで之者精選之上可差許事
 - 一 自分願によりて退舎之者ハ直に除名之事
 - 一 退舎申付候者ハ直に退學之事
 - 一 宿所姓名肩書等相替候節は早速生徒勤惰取締局へ相届可申事⁽⁸⁹⁾
- この「生徒心得」から、①学科が講習、語學及び數學の三つに分類され、且つ各学科にそれぞれ等級が設定されていること(但し、二月十日改の「数学局分課表」は、四等 代数学、幾何学、 五等 開平開立、対数用法 六等 比例法 七等 分數術 初等 加減乗除と定められており、⁽⁹⁰⁾三等以上の等級は認められず、四等の代数学、幾何学という、教育内容も今日の国公立大学の受験に必須科目とされる「数学I」の出題範囲よりかなり低いものであろう)、②生徒の勉學に対して厳格な規定を設けていること(例えば、遅刻、無断欠席はいうまでもなく、四季の

試業ハ試験Vでの欠課の者は一課たりとも除名のことと「嚴罰主義」的な対応をしている)、③「洋服着用又は無刀無袴等に而出席いたし候儀堅禁止之事」と定め、「武士道精神」に基づく紳士の養成を図ろうとしていること、④日曜日を休業日と定めていること(ヴァーベックはさりげなく「日曜以外、毎日大学に勤務しております」⁽⁹¹⁾)と書いているが、西洋の格物窮理開化日新の学を教授しうる、外国人は宣教師以外には求められなかったのが、当時の実情であったのであり、裁判官をしていた高橋亨は、受洗して信徒にはなりたいし、さればとて安息日嚴守の約束はできかねる(官吏の休日は一、六の日であったためVので大変困り、「自分が約束できないのは政府がその官吏に日曜日を守るのを許さなため、不信のためではない。安息日の嚴守を要求するなら、まず政府に向かって日曜日を人に守らせるよう働きかけてほしい。このままでは神を信仰しても日曜を守りえぬため一生公会に入れないことになる」と横浜公会のタムソンとバラに嘆願している⁽⁹²⁾)、開学当初は毎月一日と定められていたが、外人教師の便を図って、毎月朔日と日曜日に改められた⁽⁹³⁾)、⑤三つの教科の一に加えられた語学は、当初は英語及び仏語であり、後に独逸語が加えられた(ヴァーベックの書簡でも、一八六九年十二月二十九日付では「大学には英文科と仏文科があり」⁽⁹⁴⁾)としているが、一八七〇年四月二十一日付では「ここには、英語、仏語、独語を学ぶ数百の学生がいる大学があります」⁽⁹⁵⁾)となっている)、⑥教科書は払い下げ(給与)もしくは貸与とされているが、教科書の購入が困難を極めた事を考えれば、殆どが貸与されたと考えられる、⑦日々の修業時間(授業時間は、午前、午後各三時間)の計六時間であり、授業科目は、午前一科目、午後一科目の計二科目であった。

明治三年二月の「大学規則及中小学規則」の制定に基づき、明治三年閏十月に新たに「大學南校規則」が制定された。この「大學南校規則」は今般當校學制ヲ變革シ生員ヲ限り歲月ヲ期シ聲音會話ヨリ始メ漸次諸科ニ涉リ博通精確以テ實用ノ全才ヲ教育センコトヲ要ス蓋シ教導ノ道預メ其標的ヲ立テ大體ヲ示サズレハ舟ニシテ方針ナキカ如ク或ハ方向ヲ謬マランコトヲ恐ル今定ムル所ノ規則逐条左ニ掲ク有志ノ輩之ニ從テ勉勵セハ進歩自ラ速ヲ加ヘ成功亦隨テ大ナランカ

第一條

一 當校ハ當分大中小三校ノ教導ヲ兼ヌ二三年ノ後ハ之ヲ区分スヘシ

第二條

一 生徒ハ當分千人ヲ限トス入舍生ハ貢進生共五百五十名ヲ限トス

第三條

一 幼年ノ間ハ和漢ノ學肝要ナルヲ以テ十六歳以上ニ非サレハ入學ヲ許サス

第四條

一 入學ノ期日並ニ員數ハ前以テ門外ニ揭示スヘシ

第五條

一 入學ヲ願フ者ハ短冊二枚次ノ雛形ノ通認メ當日玄関ヘ可差出事
但シ揭示ノ員數ニ充ツル時ハ差留ノ事

證	
英佛 獨逸	肩書 華族当主ナレバ 肩書ニ及ハス
歟	氏名
宿所	千支何歳
右洋學修業志願に付入學為仕候上者御校中御規則謹而相守精勤可為仕候也	
千支	肩書
何月	證人氏名印

華族當主ナレハ證人ニ及ハス諸官員並華族ノ子弟家來ハ其父兄或ハ執事府藩縣士卒ハ屬以上官員東京府士卒ハ觸頭其家來ハ主人神職僧侶庶人ハ其支配頭ノ者證人タルヘシ

第六條

一 修業時限ハ午前第九字ヨリ第十一字ニ至リ午後第一字ヨリ第三字ニ至ル事但シ遅刻ノ者ハ當日修業ヲ省クヘキ事

第七條

一 諸生徒ヲ正則變則ノ二類ニ分チ正則生ハ教師ニ從ヒ韻學會話ヨリ始メ變則生ハ訓読解意ヲ主トシ教官ノ教授ヲ受クヘキ事

但シ正則生既ニ洋學ヲ研究シ獨見ノ學力アル者ハ正科ノ他別ニ講習ヲ授ケ其學力ヲ助ク初學ニシテ獨見シ能ハサル者ハ素讀ヲ授ケ教官之ヲ教授スヘキ事

第八條

一 入舎生ハ總テ正則ニ從ヒ修業可致外来生ハ入學ノ節正則變則好ニ任セ可願出事

但シ当今既ニ入舎ノ生徒長年ノ者變則差許候ハ勿論且又長年ニシテ他所ヨリ入舎ヲ願フ者ト雖トモ本人ノ學力ニ因テ入舎並變則當分ノ内差許候事

第九條

一 學業ハ正則變則共普通專門ノ二級ニ分チ普通科熟達ノ上ニ非サレハ專門科ニ入ルヲ許サムル事

第十條

一 普通科ヲ學フノ間ハ専ラ教師教官ノ指示ニ從ヒ妄ニ私見ヲ立ツヘカラス普通科ヲ經タル者ハ定見ヲ立テ所長ヲ撰ミ一科或ハ數科ヲ專攻スヘキコト

第十一條

一 諸生徒春秋兩度試業ヲ為シ優劣ヲ判シ等級ヲ立ツ可キ事
但シ臨時試業ハ此限ニ非ス

第十二條

諸生徒階級ハ九等ニ分チ最下ヲ初等トシ最上ヲ第一等トス

第十三條

一 從來他所ニテ學ヒタル者ハ入學ノ節試業ヲ為シ相当ノ階級ニ定ム可キ事

第十四條

一 諸生徒修業ノ席ハ標札ヲ掛ケ預メ序次ヲ定メ置ク可キ事

G・F・ヴァーベック論(2)

G・F・ヴァーベック論(2)

但シ入舎生外来生ノ別モ亦自ラアルヘキ事

第十五條

一 入舎生缺員アル時ハ外来生ノ内通常七等以上廿五歳以下ノ者願次第精選ノ上入舎差許ス可シ尤モ外来生ニアラスト雖トモ學力優等ノ者ハ時宜ニヨリ差許スヘキ事

但シ入舎ヲ願フ者ハ短冊二枚次ノ通り認メ勤惰取調局ヘ可差出事

美濃紙堅六ツ切

華族ノ分

右此度入舎相願候尤モ舎則之儀者決テ違背為致間敷候也	子弟ナレハ肩書ス
干支	名
何月何日	干支何歳
	印
	證人肩書
	氏
	名
	印

但證人ハ父兄或ハ執事尤モ當主ナレハ證人ニ及ハス

右同断

士族及卒ノ分

右此度入舎相願候尤モ舎則之儀者決テ違背為致間敷候也	肩書
干支	氏
何月何日	名
	干支何歳
	印
	證人肩書
	氏
	名
	印

但證人ハ屬以上官員或ハ觸頭等

分ノ人庶

右此度入舎相願候尤モ舎則之儀者決テ違背為致間敷候也

千支
何月何日

前書之通相違無之候也
何府
何藩
何縣
印

証人肩書
何府
何藩
何縣
何村
何町
印

肩書
氏
印
千支何歳
名

但證人ハ其支配頭ノ者

第十六條

一 書籍拝借又ハ御払下ヲ願フ者ハ書籍局ヘ可申出事

第十七條

一 諸生徒洋服無刀無袴禁止ノ事

第十八條

一 當人證人共宿所氏名肩書等相替ルコトアラハ速ニ勤惰取調局ヘ可申出事

第十九條

一 入舎生疾病事故アリテ缺席スル時ハ舎長ヘ斷書差出シ舎長糺ノ上檢印シ月末ニ勤惰取調局ヘ送ルヘシ缺席三ケ月中廿日ニ及ハズ勤惰取調局ヨリ舎長ヘ報シ舎長吟味ノ上大少丞ヘ申立至當ノ處置可有之事

第廿條

G・F・ヴァーベック論(2)

一 外来生疾病事故アリテ缺席スルトキハ勤惰取調局へ斷書差出スヘシ三ケ月中廿日缺席スル時ハ除名ス
第廿一條

一 怠惰過失等有之者ハ直ニ退學セシム
第廿二條

一 書生徒疾病事故アリテ除名ノ者次ノ入學期日ニ至リ再ヒ願出ル時ハ入學可差許事
但シ怠惰過失ニテ退學ノ輩ハ再願ヲ許サス
第廿三條

一 前条規則若シ扞格スルコトアル歟或ハ臨時ニ事故ノ生スルコトアラハ大少丞博士相議シテ至当ノ處置ヲ為スヘシ
第廿四條

一 年中休日左ノ如シ
天長節

節 朔 日曜日(外国教師雇入ヲ止ムル後ハ一六ヲ以テ休業トスヘシ) (但シ朔日曜日ニ当レハ別ニ十一日ヲ休日トス)
自六月廿一日 至七月廿日
自十二月廿五日 至正月十日
此外休日ハ臨時ニ掲スヘシ

第廿五條
一 普通専門ノ課業大凡左ノ如シ

普通科
初等

綴字 習字 單語・會話 ベランシユ(人名) 數學加減乗除

八等

文典 (英 クワツケンボス小、佛 ノエシヤブサル小) 會話 書取 數學分數比例

七等

文典 (英 クワツケンボス大、佛 ノエシヤブサル大)

地理 (英 ゴルドスミット、佛 コルタンベル)

翻譯 (和文ヲ英若シクハ仏文ニ翻譯ス) 數學開平開立

六等

萬國史 (英 ウイルソン、佛 デュルキ小) 作文 代數

五等

究理書 (英 クワツケンボス、佛 ガソー) 續 幾何學

「専門科分テ一三三四ノ四等トス其学科ハ大凡左ニ示スカ如シ

法科

民法 商法 詞訟法 刑法 治罪法 國法 萬國公法 利用厚生學

國勢學 法科理論

理科

究理學 植物學 動物學 化學 地質學 器械學 星學 三角法 圓錐法 測量 微分 積分

文科

レトリック ロジック 羅甸語 各國史 ヒロソヒー

一 普通科専門科卒業之者ニハ左ノ證書ヲ可與事

G・F・ヴァーベック論(2)

普通科卒業之分

證 氏名	右普通科卒業候者也
干支 月日	大學印

専門科卒業之分

證 氏名	右何科卒業候者也
干支 月日	大學印

一 獨逸學教導ノ規則ハ別ニ示ス⁽⁹⁶⁾

と定め、①第一条で「當校ハ當分大中小三校ノ教導ヲ兼ヌニ三年ノ後ハ之ヲ区分スヘシ」と規定して、南校の性格を定め(すなわち、高等教育機関であり且つ高等教育への準備機関でもあり、又教育行政上の責任をもつ機関でもあるとする)、②在学定員を定め、③生徒を正則変則の二つに分け、正則生は外人教師に習って語学と諸学科とを履修するものとし、変則生は邦人教官に習って、語学と諸学科を履修する者とし、④普通科を卒えた者が専門科に進むことを認められ、⑤入学希望者は英仏独の何れを専修するかを届け、入学が許可された後は届け出た分野(英・仏・独)を専修すること等をその骨格としている。

「大學南校」として独自の「規則」を制定し、洋学教育機関として一層の整備が進められたが、「大學規則」の「貢法」の「生徒凡ソ二十歳以下ヲ限り其地方ノ考課ヲ歴知事證憑ヲ予ヘ輦下ニ貢進スル者之ヲ大學生ニ補シ……」という規定に基いて、明治三年七月二十七日に太政官より各藩に次のような達が出された。

告

大學南校ニ於テ外国教師御雇相成人材成育被為在候間藩々ニ於テ

現高拾五萬石以上

三人

現高 五萬石以上

二人

現高 五萬石未満以下

一人

右之通拾六歳以上二十歳マテ人材相撰、来ル十月迄ニ南校へ可差出候、尤年限學費等之儀ハ南校ニテ可承合事、
但是迄南校入舎之内其撰ニ當候者有之候ハ、差加へ不苦候事

これを受けて大学南校は、「大學南校貢進生選舉心得」を制定した。

以上⁽⁹⁷⁾

大學南校貢進生選舉心得

貢進生選舉心得

一 御布告之通十六歳以上二十歳迄之内ニテ秀才可相選事

但行状正鋪身體壯健之者肝要之事

一 兼テ洋學研究致居候者有之候ハ選舉勿論之事

但年齢 行状身體云々之儀ハ前條之通タルヘキ事

一 是迄當校へ差出置候入舎生ヲ改メテ貢進生ト致シ度向者其段可願出事

但大中小藩人員定數之儀ハ其生徒限リ員外進生トシテ是迄之通可被差置候間是亦右之段可願出事

一 右是迄之入舎生ヨリ改メテ貢進生ト致シ候分ハ其者學力之淺深ニヨリテ大凡二十一歳迄ハ差許可申右ヨリ長年之分ハ員外生勿論之事

一 在學年限五年之心得ヲ以可差出事

一 貢進生學費ノ多少ハ藩々ノ便宜ニ任スト雖トモ一ヶ月金十兩ヨリ以下ニ下ルヘカラス尤右ハ一ヶ年四度ニ纏メ當校會計掛主簿へ可差

出事

但此外ニ課業書籍代一ヶ年凡五十兩程ニ見込置可申尤右ハ預メ差出置ニ不及事

一 右生徒病氣等之節ハ一應本校醫官ニテ治療相加へ可申候得共長病等ニ相成候節ハ藩々へ引取可申事

一 缺員相成候節ハ速ニ代員貢進可致事

一 今度入舎之節左之證書可差出事

美濃紙堅四ツ切

G・F・ヴァーベック論(2)

英佛獨逸	何藩姓名	何歳
敷		
右此度貢進仕候ニ付而者御規則堅為相守可申候也	何藩何役	
庚午何月	姓名印	

「大學規則」で規定された「貢法」が、大学の閉鎖により、統一体としての「大學」⁽⁹⁸⁾では施行されなかったが、大学南校でその実現を見ることとなり、政府と長期契約を結んだ外国人教師が各藩から推挙された秀才を教導することになったのである。

「貢進生制度」の提案者の一人で、後に桂内閣で農商務大臣、内務大臣を勤めた、平田東助は

此より先き七月大に文明教育を施さん為め、各藩より十五萬石以上三人、五萬石以上二人、五萬石以下一人宛十六歳以上二十歳までの人材を選擧し、貢進生と稱して南校に差出さしむることとなりたるが、十月に至り悉く南校に集まる。此より南校は一時天下人才の淵藪文化の源泉たる盛観を呈したり。今の小村壽太郎鳩山和夫（當時三浦氏を稱す）古市公威穂積陳重（當時入江氏を稱す）菊池武夫等知名の士は皆當時貢進生として始めて新教育を受けたる人々なり。新日本建設の棟梁偉材を輩出して東洋文化の焼點となり、世界の文明に参贊するに至りたる東京帝国大學（醫科農科を除き）が實に南校の後身にして、大學教育の根軸たる人物が皆南校時代の貢進生たりしを想へば予は何となく壯快の感に堪えず⁽⁹⁹⁾

と回顧しているように、各藩からの秀才が「貢進生」として、大学南校で学び新日本建設の「棟梁」となったことは、この「貢進生制度」が実を結んだものである。残念なことに明治四年七月に大学が一時閉鎖されたのに伴い、この「貢進生制度」も廃止されてしまった。各藩から「貢進生」として大学南校に学んだ者の総数は、三百十人にも達するが（明治四年正月二十二日の改正貢進生姓名簿による）、その専修分野による内訳は英学専修者が二百十九人、仏学専修者が七十四人、独逸学専修者が十七人であり、英学専修者が圧倒的に多かった。⁽¹⁰⁰⁾

明治四年九月二十五日、文部省は南校に対し次の達を發し、

今般學制致改革候ニ付東南兩校共一先致閉校候條貢進生之儀早々退校可為致候事^(四)

辛未九月二十五日

更に、同日南校に対して

今般學制改革候ニ付自今貢進生名儀廢止候事但右生徒中有志之向ハ願出之上入學可差許候條於其縣勝手ニ歸縣等為致間敷尤病氣或ハ不得止事情有之歸縣為致候半而ハ不濟節ハ其旨届出之上歸縣不苦候事^(四)

と、退校させた「貢進生」は、事情あるものの外、「任意」に歸縣等を認めず、再開學に備えていた。閉鎖された南校は、「高等教育機關」としてふさわしい教育をなすため、「内部改革」をすすめようとしており、①教育法として「正則法」のみを採用し、「変則法」を廢止し、②生徒の定数を凡そ五百とし、その凡そ半数を英学生とし、独仏學生を各々その四分の一とし、③學級數に相当する外人教師の採用等を構想した。こうして同年十月十八日に「南校規則」が制定され、十月中に南校が再開校された。

南校規則

入學之事

第一條

生徒ノ入學ハ毎年二回必ス暑中休業ノ後ト孟春開校ノ時ニ於テスヘシ但校ノ都合ニ依リ不時ニ入學ヲ許ス時ハ臨時決議ノ上校長之ヲ公告スヘキ事

第二條

新入生徒の年齢は十五歳より二十歳迄を限り修業年限凡五ヶ年以上を期し體質壯強なる者に非れば許さず但入學の節當校醫官をして之を檢査せしむべき事

第三條

入學を願ふ者は左の雛形の通り身持請狀を認め證人或は親族同道當日朝九字に參校可致事

身持請狀

G・F・ヴァーベック論⁽²⁾

何学志願

右者私能承知仕居候者ニテ兼テ心掛篤ク聊モ別條無之人物ニ御座候間南校江入學為仕度奉願候尤在学中一切之事件ハ私引請可申依テ請
状如件

何府

何縣 華士族卒民

某男弟

何 某

當何歳

何府

何縣

何 某 印

干支

月 日

府縣廳宛

右願之趣相違無御座候間宜敷御聞届奉願候也

干支

月 日

南校御中

證

私儀何學為修業六ヶ月之間入學奉願候上ハ御規則之儀決テ違背仕間敷候也

干支

肩書

月 日

氏 名 印

當何歳

右参校之上生徒自ラ可相認事

第四條

新ニ入學ヲ願フ者ハ凡ソ日用公私之文書等ニ一通リ通曉セシ者ニ非サレハ許サス
但試業法ハ別ニ示スヘキ事

第五條

從來他所ニテ洋學ヲ学ヒタル者入學ヲ願フトキハ試業ノ上相當ノ階級ニ加ヘ入ルヘシ
其他初學ノ者ハ都テ最下ノ級ニ置クヘキ事

轉學ノ事

第六條

生徒一ケ年内假令ハ英語ヲ學フ者佛語ニ轉シ或ハ佛語ヲ學フ者獨逸語ニ轉センコトヲ願フトモ決テ許ス可ラス斯ノ如ク屢々轉學スルコトハ學
校ニモ生徒ニモ共ニ益ナクシテ却テ害アルカ故ニ宜シク一般ニ嚴禁スヘキナリ尤非凡俊秀ノ生徒ニシテ數年間一學ヲ攻メ随分習熟ノ上他ノ一
學ヲ兼シ事ヲ願フトキハ教師教官吟味ノ上差許モ不苦事

缺席免許ノ事

第七條

生徒休日ノ外ハ一切缺席不相成ト雖モ若シ父母兄弟ノ病變等ニテ不得已缺席不致シテ不叶トキハ其次第ヲ委ク認メ證人或父兄ヨリ届出ヘキ事

第八條

生徒病氣ニテ一日缺席スルトキハ證人或父兄ヨリ斷書差出シ二日以上缺席スル時ハ證人ヨリ必ス醫員ノ證印書ヲ副テ可届出事

G・F・ヴァーベック論(2)

假令事故アリトモ證人ノ届ナクシテ缺席スルトキハ不行状ノ罪ト見做シ勤惰名簿中其姓名ノ上ニ不行状ノ標ヲ附スヘシ若シ一ケ月中兩三度ニ及フトキハ直チニ退學ヲ命スヘキ事

日課ノ事

第十條

入舎生徒ハ夏(春分ヨリ秋分迄)ハ朝五字半冬(秋分ヨリ春分迄)ハ六字半ニ起キ直チニ盥漱更衣シ第七字ニ至テ朝食ス終テ後第九字十五分前マテ當日課業ノ下稽古ヲ為スヘシ其間各机案ノ側ニ在テ決シテ他人ノ勉勵ヲ妨クヘカラサル事

第十一條

入舎生外来生共ニ嚴然九字ニ各其講堂へ出席スヘシ若シ故ナク五分時以上遅刻スル者ハ之ヲ叱リ十五分時以上遅刻スルトキハ朝ハ午前半日ノ全課ヲ省ブキ猶不行状ノ標ヲ附クヘシ第九字ヨリ十二字マテハ正課時限ナル故各當日ノ課業ヲ勉ムヘシ第十二字ニ午餐シ終テ一字マテハ放課ノ時間トス第一字ヨリ三字マテハ又正課ノ時間トス諸生徒正課時間ハ猥リニ外出スルヲ許サス但學校ノ近傍ニ住居シテ晝飯ノ為メ十二字ヨリ一字マテ放課ノ間退校スルハ格別トスヘキ事

第十二條

三字外来生既ニ退校シテ後ハ入舎生モ五字迄ノ二字間ハ歩行運動勝手タルヘシ五字ヨリ六字迄ハ復タ下稽古ノ時タルコト前ノ如シ六字ヨリ七字迄ヲ夕飯ト放學ノ時トス七字ヨリ九字マテヲ又下稽古ノ時間トシ九字ニ至テ放學シ十字ニ至テ退ヒテ寝ニ就クヘキ事
但シ夏月大暑ノ節ハ三字ヨリ四字迄ヲ下稽古ノ時トシ四字ヨリ六字迄ヲ歩行ノ時間トス

行状ノ事

第十三條

生徒正課時間ハ勿論休暇放課ノ時ト雖モ學友并外人ニ對シテ常ニ礼儀ヲ盡シ苟モ士君子ノ行状ヲ失ハスサスカ學校ニ入りタル者ト世間ニ稱譽セラルムヤウ有ルヘシ殊ニ學校官長及教師教官等ニハ礼讓ヲ盡シテ之ヲ尊敬スヘキ者ナリ

退學ノ事

第十四條

學校官長ヨリ必ス生徒ニ退學ヲ命スヘキハ行状宜シカラサル者度々懶惰ニシテ正課ヲ勤メサル者性質真ニ愚昧ニシテ實ニ其課ヲ果シカタキ者健康ヲ損シタル者はナリ若シ右等ノ事アル時ハ一々其退學ノ次第ヲ認メタル證書ヲ渡スヘシ自分ヨリ願フテ退學スル者ハ正シク官長ノ許ヲ受クヘキ事

第十五條

右等ノ故ニテ一度退學命セラレタル者ハ其一年ノ間ハ再度入學スルヲ許サス又一年ヲ過キタリト雖モ別段許スヘキ筋無之テハ決シテ許スコトナシ

試業ノ事

第十六條

試業ハ一年四回毎季ノ末ニ於テスヘシ其内土用休業前ノ一回ハ一年内ノ大試業ニシテ局中諸長官ノ目前ニ於テスヘシ都テ生徒等級ノ黜陟ハ必ス此四回ノ試業ノ時ニ於テシ猥リニ其中間ニ昇降スルヲ許サス但シ非常ニ優劣アルトキハ此限ニアラサル事

第十七條

校中ノ全科ヲ卒業セシ生徒ハ或ハ官員ニ選マレテ之ヲ實地ニ施シ或ハ他ノ上等學校ニ轉進シ又ハ歐羅巴亞墨利加等ノ大學校ヘ留學修業スル事ヲ得ヘキ才力ノ人トシ文部卿輔丞及ヒ其局長ノ調印シタル證書ヲ與フヘキ事

學資ノ事

第十八條

學資一ヶ年凡ソ百兩ヲ以テ足レリト内一ヶ月食料四兩二分ト定ム月始毎ニ證人ヨリ直チニ給養局ヘ納ムヘシ

休日ノ事

第十九條

天長節 節 朔

日曜日 朔日日曜日ニ當レハ別ニ十一日ヲ休ム

暑中休 土用入日ヨリ三十日間

十二月二十五日ヨリ正月十日ニ至ル

一学科ノ等級ハ別ニ示スヘキ事

右之通當分相定候条堅ク可相守者也

辛未十月

南
校⁽¹⁰⁾

この「南校規則」は、構想された南校の「高等教育機関」としての「内部改革」の方向を明示するものではなく、第十七条の規定に見られるように、その性格を曖昧なままにしており、洋学教授の機関の存続の為に、教育の中断を回避することを第一にして、制定されたものではないか。南校の再開学を前後して、南校の在り方を巡って、予備校開設など二三の改革がなされたが、いずれも効果を奏することなく挫折していった。この事情は、次の文章に明らかである。

方今専門校ヲ設ケラレタリト雖モ左ニ陳述スル如ク徒ニ有名無實ニ属シ其益少ク却而害アル可ケレハ先當分之ヲ開ク事ヲヤメ追テ普通科生徒ノ成業スル時ニ至リ之ヲ開カハ真ニ専門科之生徒ヲ得テ名實相カナウヘシ尤當今普通科之生徒モ今年ヲ待スシテ其科ヲ終ヘ以テ専門ノ初歩ニ入ルニ足ルヘシ故ニ専門校ヲ廢ストイフニ非ス唯一時之ヲ閉チ以テ後日ヲ待タントス扱此校エアツル所ノ教師教官ハ普通科ノ不足ヲ補ヒ且編輯ノ助ケヲナサシメハ其利益ニ於テ浩大ナルヘシ

一 昨冬中南校御變革之節變則生徒多員之レアリ人々一時修業之道ヲ失フ所ヨリシテ預備校ヲ設ケ專ラ變則ノ科ヲ學ハシメントスレトモ種々不都合ヲ生シ遂ニ其學ヲ全フスル能ハス夫ヨリ更ニ今日ノ専門校御取設ケ相成府縣マテ布告シ有志ノ者ヲ募ルト雖モ入學ヲ願フ者纔カニ二十名ニ過キス加之學業相応ニ出来スル者其内僅カニ一名ニシテ其他ハ専門科ヲ攻ルニ堪サル者而已然ルニ強ヒテ之レヲ教ヘハ全ク一時姑息ニ流レ更ニ改革ノ詮モコレナク生徒進歩ノ益ナカルヘシ且其二十名ノ生徒モ専門科ヲ願フ者ノ惣括人員ニシテ若人々其志サス所ノ科ヲ以テ之レヲ分タハ一科三名或ハ二名ニ過キス其氏名人員ノ詳細ハ別冊ノ如シ(別冊は省略……古田)

一 今普通科ト稱スル南校ノ學制ハ實ニ西洋ノ學校ニ齊ク生徒十分之學業ヲ攻ムルコトヲ得ヘク且其進歩モ神速ナルヲ以テ入學ヲ願フ者日ニ倍シ月ニ盛ナリ然レトモ教師教官少ナキヲ以テ其望ニ応スル能ハス失望ヲ抱ク者許多ナリ今此レヲ救ハントナラハ是迄專門科ノ教師教官ヲ以テ此レニ當ツルニ如カス然ルトキハ其弊ヲ救フ而已ナラス正則全備ノ生徒在来ノ外尚百余人ヲ育スルニ足り其利益ニ至リテハ述ル事ヲ待タス

一 前ニ示スカ如ク專門校ノ入學ハ府県ヘモ御布達コレ有リテ有志ノ者ヲ招クト云ヘトモ入學ヲ願フ者僅ニ二十名ニ過キス普通正則科ハ入學ノ布令ヲ待タスシテ入學ヲ願フ者比之レアリ是レヲ以テ之レヲ察スルニ未タ專門校ヲ開クノ期會ニ到ラサルコト判然明知スルニ足ルヘシ

一 是迄專門科ノ教師三人ニ教官二十八名ノ内五名ヲ付屬セシメ以テ普通科ヲ教ヘシメハ正則ノ全備ノ生徒百余名ヲ教導スルニ足レリ若依然舊ニ從ヒ專門科ノ教導セハ數十人ノ教師教官ヲ以テ學業不十分之生徒纔ニ二十名ヲ教導スルコトヲ得ル此ノ如ク數多ノ教師教官ヲ以テ僅少ノ生徒ヲ數ヘ且其教導ノ方法不明ニシテ其進歩ノ益少ナケレハ其得失辨論ヲ待タスシテ知ルヘシ

一 竊ニ聞ク各府縣ヘ中小學校ヲ設クルノ擧アリ然ルニ教授ノ書ニ乏ク今專門校ニ當ル所ノ教官ノ内ヲ以テ之ニ翻譯スルヲ命スルトキハ其成功速ニシテ其利少シトセス

一 獨逸學即ニ開ケリトイヘト未タ皇國トノ對訳辭書備具セス抑々學校ノ缺典トイフヘキノミナラス生徒進歩ニ於テ其妨害實ニ少トセス當今專門校ノ内獨逸教官ニ命シ職務ノ余暇ヲ以テ翻譯セシメ之ヲ買上クヘシトノ擧アリトイヘ其暇ヲ以テ為ス所ナレハ其成功モ自然遲延スヘシ

若シ今專門ノ課ヲ罷メ辭書翻譯ヲ以テ專務トセシメハ成功ノ速ナルノミナラス其翻譯ノ費用モ省減スルコトヲ得ヘシ

一 昨年中預備校ヲ廢シ專門校ヲ設クル時ニ當リ教頭フルベッキ氏モ未タ其期會ニ至ラス之レヲ學フニ堪ユヘキ生徒ノ有無ヲ怪ミシカ今日專門生徒ノ些少ナルヲ以テ愈專門校ヲ開クコトヲ望マス且教官モ亦盡ク專門校ノ有名無實ナルコトヲ以テ之レヲ開クコトヲ望マス是レ所論ノ物スル所ナリ

右之通候間專門校生徒修業之儀ハ一時差止メ同校教師教官は普通科生徒為受持生徒不足之分は入學可差許且自餘之教官御用無之分は尚取調之上人名可申上候此段相伺候也

明治五年壬申二月二十五日

南校^(地)

南校は普通科のみを以て開校する事となつて、三月九日文部省は「生徒募集」を布達し

G・F・ヴァーベック論(2)

今般南校ニ於テ英佛獨逸入學差許候ニ付右志願之者ハ来ル十五日ヨリ十八日マデノ内同校エ可申出候事
但本文日限後ノ願ハ難取用候事⁽¹⁰⁶⁾

この「生徒募集」により入学を許可された者は凡そ四百四十余名と推測され、明治五年四月には南校規則、舎則が改正され、学科課程(一カ
リキュラム)が發布された。これらから、次の事が明示された。①学科は外国語学の外に地理、窮理学、算術、代数学、幾何学、生理学、化
学、博物学等の理学及び歴史、文学、修身学等であり、②外国語は英語、仏語、独逸語の三科に分かれ各々読方、会話、書取、暗誦、習字、綴
字、単句、作文、文典等を含み、英語は九の部より一の部に至る九等級に、仏語は六の部より一の部に至る六等級に、独逸語は四の部より一の
部に至る四等級に分けられていた。また生徒は各々何れか一の外国語を履修しなければならなかった。③外国教師は英語に八名、仏語に五名、
独逸語に四名配されていた。その名と担当は次のようであった。

英語

フェルベッキ	英一の部	英二の部	英三の部
ギリフヒス	英一の部	英二の部	英三の部
ウイードル	英一の部	英二の部	英三の部
ハウス	英一の部	英二の部	英三の部
スコット	英四の部		
ウィルソン	英五の部		
ホワイマーク	英六の部		
メイジョル	英七の部		
ホール	英八の部		

佛語

マイヨ	佛一の部	佛二の部	佛三の部
-----	------	------	------

クオンテース 佛一の部 佛二の部 佛三の部
 レビシエ 佛一の部 佛二の部 佛三の部
 ビジヨン 佛四の部
 タルジャン 佛五の部

獨逸語

ローゼンスタン 獨一の部
 クニッピング 獨二の部
 シェンク 獨三の部
 グレーフェン 獨四の部

学科課程の代表として、ヴァーベックの担当した英一の部、英二の部、英三の部のそれを掲げてみる。

時	月	火	水	木	金	土
英一の部	図畫 ⑦	幾何學 ③	文典 ④	窮理學 ③	幾何學 ③	文典 ④
七字ヨリ 八字マテ	窮理學 ③ ⑥	算術 ③	作文 ④	算術 ③	算術 ③	作文 ④
八字ヨリ 九字マテ	體操	體操	體操	體操	體操	體操
九字ヨリ 九字半マテ	體操	體操	體操	體操	體操	體操

教師
 フェルベッキ ①
 ギリフヒス ②
 ウイードル ③
 ハウス ④
 宇都宮少助教授 ⑤
 柳本大助教 ⑥
 高橋浩 ⑦

G・F・ヴァーベック論(2)

G・F・ヴァーベック論(2)

九字半ヨリ 十字マテ	窮理學③ ⑥	算術③	文學②	讀方④	文學②	讀方④
十字ヨリ 十一字マテ	修身學②	化學② ⑤	歴史④	修身學②	化學② ⑤	歴史④
十一字ヨリ 十二字マテ	生理學②	化學② ⑤	代數學①	地理學②	生理學②	代數學①

英二の部	時	月	火	水	木	金	土
七字ヨリ 八字マテ	文典④	地理學②	図畫⑦	文典④	歴史④	窮理學③ ⑥	
八字ヨリ 九字マテ	化學② ⑤	文學②	窮理學③ ⑥	化學② ⑤	讀方④	算術③	
九字ヨリ 九字半マテ	體操	體操	體操	體操	體操	體操	
九字半ヨリ 十字マテ	生理學②	讀方④	窮理學③ ⑥	化學② ⑤	讀方④	算術③	
十字ヨリ 十一字マテ	算術③	作文④	修身學① ⑥	算術③ ⑤	作文④	修身學①	
十一字ヨリ 十二字マテ	幾何學③	歴史④	書取④	幾何學③	代數學①	文學②	
教師 フェルベッキ ① ギリフヒス ② ウイードル ③ ハウス ④ 宇都宮少助教 ⑤ 柳本大助教 ⑥ 高橋浩 ⑦							

時	月	火	水	木	金	土	英三の部	教師
七字ヨリ 八字マテ	地理學②	書取④	文學②	歴史①	文學②	図畫⑧		フェルベッキ
八字ヨリ 九字マテ	作文④	修身學①	化學②	作文④	書取④	化學⑤②		ギリフヒス
九字ヨリ 九字半マテ	體操	體操	體操	體操	體操	體操		ウィードル
九字半ヨリ 十字マテ	習字④	歴史①	文典④	算術③	修身學①	化學②		ハウス
十字ヨリ 十一字マテ	文典④	算術③	生理學②	文典④	窮理學③⑥	算術③		宇都宮少助教
十一字ヨリ 十二字マテ	讀方④	窮理學③⑥	地理學②	讀方④	窮理學③⑥	算術③		柳本大助教
								出浦清恪
								高橋浩
								⑧⑦⑥⑤④③②①

(106)

この学科課程によれば、ヴァーベックは英一の部では代数学を、英二の部では修身学を英三の部では歴史と修身学を担当しており、また化学の担当者として日本に呼ばれたグリフィスは、英一の部では文学、修身学、化学、生理学、地理学を、英二の部では地理学、化学、文学、生理学を、英三の部では地理学、文学、化学、生理学を担当しており、ウィードルが幾何学、窮理学（＝物理学）、算術を担当し、ハウスが文典、作文、読方、歴史、書取、習字を担当しているのと対照的であり、ヴァーベックとグリフィスは全般的な西洋の科学を教授しているのに対し、ウィードルは自然科学（特に窮理学）を、ハウスは語学を中心として教授している。ヴァーベックは教頭をも兼ねており、外人教師としても指

G・F・ヴァーベック論(2)

導的な役割を要求されていたのであり、緊急に必要な外人教師の招聘に対して、文部省からも絶大な信頼を寄せられてもいた。

明治五年八月三日に文部省は「学制」を頒布した。この「学制」により南校は、上等中学及下等中学に相当するとして、第一大学区第一番中学と改称され、その性格を中等教育機関と明示されることとなった。ヴァーベックはこの「学制」制定にあたっての基礎工作——欧米大使派遣・廃藩置県の献策その他——はもとより、更に文政府の顧問になって自らも学制制定の実務に関与している。⁽¹⁰⁷⁾ 明治五年正月四日の「『学制』制定ニ関スル上申」は、

伏惟レバ、國家ノ以テ富強安康ナル所以ノモノ、其源必世ノ文明、人ノ才藝大ニ進長スルモノアルニヨラザルハナシ。是以學校之設教育之法其道ヲ不可不得、依之今般學制學則ヲ一定シ、無用之雜學ヲ淘汰シ、大中小學ノ制例ヲ建立シ、文藝進長ノ方向ヲ開導仕度奉存候。其目的ノ概略ハ萬國學制ノ最善ナルモノヲ採リ、内外之便宜ヲ斟酌シ、先全国ノ人口ニ基キ、土地ノ広狹ニ隨ヒ、天下ヲ大別シテ七八部ニ分、一部内ニ大學一處中小學若干處ヲ置キ、更ニ検査ノ法ヲ詳ニシ、必ズ其階梯ヲ誤ラシメズ、傍ラ人民ノ貧富ヲ区分シ、其入學ノ途ヲ濫ナラシメズ。右着鞭ノ順序ハ、一旦悉ク天下在来ノ諸學則ヲ廢シ、其法制ヲ新ニシ、其器械ヲ新ニシ、其教授ノ法ヲ新ニシ、其受業ノ規ヲ新ニシ、村學私塾等ニ至ルマデ、一切右定則ニ依ラシムベク見込ニ有之候。細目ノケ条ハ追々可奉欽奏候得共、先此段奉伺候。

文部卿正四位 大木 喬任

明治五年壬申正月四日⁽¹⁰⁸⁾

と、「大中小學ノ制例ヲ建立シ、天下ヲ大別シテ七八部ニ分、一部内ニ大學一處、中小學若干處ヲ置キ」と全国を七ないし八に区分しそれぞれに大学を設ける構想を示している。一方、南校は、その普通科最高学級の生徒の卒業の時期を目前に迎え、大学建設の計画の未決定から、その生徒の卒業後の進路について腐心した上で、大学の早期設立を願い、次の「當校生徒之儀ニ付伺」を文部省に提出している。

國家文運日進ノ際ニ當リ中小ノ學校及ヒ大學校ヲ設ケテ生徒ヲ教育訓導スルハ方今ノ一大急務ナル辨論ヲ待タスシテ知ルヘシ且夫レ生徒ヲシテ成業ノ得セシムルヤ必目途ヲ確立シ方向ヲ一定スルニアリ當校ニ於テモ嚴正ノ規則ヲ設ケ生徒ヲ訓導教育スルヲ以テ驟々進歩ノ微アリ英佛上等生ニ至テハ殆ント普通科ヲ畢ラントス今尚ホ數月ヲ經ハ専門ノ科ニ遷ラシメサルヲ得ス方今本省ニ於テ學制を建テ中小大學校等ヲ設ルノ方法之レナキニ非ストイヘトモ未タ何レノ地ニ大學ヲ設クルヤ何レノ學則ヲ立ルヤ衆生徒未タ之ヲ知ルヲ得ス故ニ生徒疑惑ノ念ヲ生シテ方

向ニ惑ハサル能ハス今一例ヲ擧クルニ當今司法省ノ如キ教師ヲ招キ學校ヲ開キ以テ法律科ヲ教ル事ヲ布令セリ是ヲ以テ當校上等ノ生徒ニシテ殆ント普通科ヲ畢ラントスル者ニ至テハ志ヲ動カシ法律有志ノ者ハ當校ヲ去リ彼ノ校ニ入ラントシテ退學ヲ願フ者比々之々有リ然レトモ現今本省ニ統フ學校中ニ於テハ生徒有志ノ科ヲ學フヘキ道ナケレハ強ヒテ之ヲ拒ク能ハサル所アリ若シ大學校ヲ設ケ普通科ヲ畢ルヲ待テ之ヲ教ユルノ法既ニ確立セハ生徒豈ニ當校ヲ去テ他ノ學校ニ就クモノアランヤ此ニ因テ之ヲ觀レハ速ニ大學校ヲ設クルノ地ヲ定メ以テ之ヲ結構シ衆生徒ヲシテ其就ク所ヲ知ラシムルニ如カン若シ然ラサルトキハ生徒望洋ノ歎ヲ抱キ半途志ヲ動カス者往々輩出シ遂ニ人才教育ノ意ニ悖ルニ至ラン抑々生徒ヲシテ方向ニ惑ハシムルハ實ニ見ルニ忍ヒサルノミナラス未タ成業ニ至ラスシテ當校ヲ去リ他ノ學校ニ赴クモノアルトキハ當校ニ於テ力ヲ盡クシ費ヲ惜マスシテ教育訓導スル所水泡ニ歸シ加之教師ノ輩モ亦教導ノ意氣挫折シ當校ヲ設クルノ詮之ナキニ至ラン故ニ速ニ大學校ヲ設ケラレ衆生徒ヲシテ確乎方向ヲ一定セシメスンハアル可カラス且是迄生徒ノ入學ハ六ヶ月ヲ限り夏冬ノ末ハ一時退學スルモノトナシ再タヒ入學スルト否ラサルトハ生徒ノ自由ニ任カストイヘト即今退學ノ期既ニ迫リタトヘハ司法省ノ學校ニ入シカ為メ退學ヲ願ヒ出ルモノ其學業年齡等ニ由テハ今一時之ヲ止ムルモノアリト雖モ當六月ニ至リ退學ノ期來ラハ直チニ法律學校ニ入ルヘク又他ノ官省ノ官ニ就ク者モアルヘシ斯クノ如クナレハ上等生ハ他方ニ散シ大學專門ノ生徒ヲ得ルノ期決シテ無カルヘシ故ニ大學校ヲ設クルハ必先ツ生徒ヲシテ明リニ散スル事ヲ禁セサル可カラス其法方ハ他ナシ近日學制ヲ定メ大學校ヲ設ケテ生徒ノ學力ニ隨ヒ教導スヘク就キテハ當六月退學ノ期來ルトモ自由ニ他方ヘ散スル事不相成旨ヲ告諭スルニ如クハナシ尤此儀ハ今日ニ至サル前ニ學制ヲ立大學校ヲ設ケラル等ノ一定ノ御布告モ最早之レ有リテ生徒モ方向ヲ定ムル事ヲ得ヘシト日夜之ヲ企望スルトイヘト未タ御決定之レナキニ附夫迄ノ處預シメ時ヲ期シ何ヶ月ノ後ニ至ラハ必ス專門大學校ヲ設ケラルヘキニ附各々方向ニ惑ヒ猥リニ退學ス可カラサル御趣意ヲ以テ一時生徒ヲ留メ置クヘキ旨至急當校ニ御達シ相成可然ト存候依之此段相伺候也

明治五年壬申五月廿九日

南校

本省御中

追而本文ノ儀ハ御沙汰之次第ニ依リ是迄之規則ニ從ヒ六月三日ヨリ生徒ノ大試業取掛リ不申候テハ不相成候ニ付御許可之有無至急御沙汰有之度候也⁽¹⁰⁹⁾

これと前後して、文部省から南校に対して、将来専門大学校を建設するに最も適切な場所の選定方法について「諮問」がなされた。これに対して南校は検討すべきとされた①現南校の地、②文部省敷地、③上野、④神田駿河台の四つの候補地を实地調査の上、協議した結果、①は土地湿により、②は土地狭隘により、③は付近に繁華街があるということより、何れも適切ではないとした上で、④の神田駿河台の地を最適地とし、次の「答申」を文部省に提出した。

「専門大学校建築地所之義ニ付キ伺」

専門大学校建築地所之義過日校長へ御談有之候ニ付教頭フェルベツキを始教官監事等同道ニ而所々見分及調査候處當校近所圍込地所は濕地に而不至は言を俟たす又今の本省地所如何なるやと検査に及候に本郷街道と堀端通路接近致し中間の巾僅か一町半程の狭地に而無論御用地に而無論御用地に不相成又上野と着眼致相當候処既に過半以上は陸軍省の用地に相成之に加るに周圍余り繁華之地に而大學校の地所と相占め難く候に付尚又駿河臺及検査候に高燥にして恰も一圍城之形をなし地之利一ツとして全備せざるなし殊更天文臺築造に而は他の地に比する所に非ず以衆議駿臺に決し申候別紙朱引内大學校不抜之御用地と御指定有之度尤建物並坪數等別記差出候且右地所之義に付フェルベツキ其他地所見分致候者之内より建言相添此段御伺候也

明治五年

壬申五月

本省御中^(四)

南校

この「答申」の最初と最後の部分で触れられているとおり、ヴァーベックは教頭として専門大学校の適地の検討に際し、实地見分に当たるなど重要な役割を果たし、九鬼隆一および濱尾一新とともに文部省に「意見書」を提出している。それは、「高等学校設建企計略図添書」と題するものであった。

夫レ通常學校地ヲ精撰スルニ於テハ先ツ第一ニ地ノ健否ヲ問ヒ是ヲ能ク検査スル事最モ緊要ナリ殊ニ寄宿校ニ於テハ生徒日夜ノ別ナク此ニ在テ勤學スルモノナレハ尚然リ少年生徒ヲシテ日夜教場ノ如キ一小室ニ會衆密接シ長ク是ニ閉塞セシムルニ於テハ何レモ大氣ノ交通ヲ自由ニシ其純粹ナル大氣ヲ以テ人生ヲ養補スルハ生徒ノ為ニ闕ベカラザルモノニシテ平常高燥ノ地ヲ以テ善良トシ此ニ學校ヲ設立スルハ全ク此一理ニ因ラザルベカラズ當今所立ノ南校地ノ如キハ素ヨリ卑低濕泥ノ地ニシテ乾燥ノ季ト雖モ平生水氣地面ヨリ上リ殊ニ雨後ニハ水久シク溜着シ

テ容易ニ乾燥スル事ナク實ニ生徒ノ健康ヲ害スル事はヨリ大ナルハナシ然ラバ素ヨリ寄宿生ヲ置クベキノ地ニ最モ適當セスト雖モ今此學校ニ
外来生ノミヲシテ來學セシムレハ其損害多カラサルベシ今或ル人在テ問曰學生ハ卑低濕泥ノ地ニ聚居シテ害アリ然ルニ兵士ノ如キニ到テハ亦
同シク濕地ニ巨多相聚比スルト雖モ其害ナキハ何ソヤ恐ラクハ兵士ト學生トニ差別アラン對曰兵士モ素ヨリ高燥ノ地ヲ撰ハサルニアラス則地
位高上ナレハ疾病自ラ減少スルハ勿論ナリ然リト雖モ學生兵士ニ比較スレハ先ツ幼壯ノ別アルハ論ナク其所業ニ於テモ亦尚然リ兵士ハ連日過
半大氣中ニ在テ豪強ノ業ヲナシ學生ハ其所業ニ反シテ室中ニ閉塞坐着シテ精神ヲ費勞スルハ常ナリ然ラハ即チ兵士ハ常ニ精神陽ニ活ントシ
テ更ニ屈スル事ナシ然レト學生ニ於テハ常ニ鬱著シテ唯々精神ヲ勞弊スルモノナレハ其害夜ノ寢憩モ安セサルニ到ルベシ亦殊ニ幼昧ノ學生ニ
到テハ父母ノ膝下ヲ辭シ其親族ト相離居スルノ姑情ニ於テモ少シク精神ヲ慰メ鬱ヲ散セサルヘカラス

臣校地ヲ精撰スルニ付テハ熟諸般ノ件々利害得失ヲ考察シ其地景ヲ視ルニ東京府下學校ニ望ムノ地多カラス先ツ高上ノ地位ヲ以テ舉レハ九
段、駿臺、東臺、舊聖堂、高輪外國公使館ノ近傍ニ限ルヘシ然リト雖モ此中高輪邊ノ如キハ地位甚遍隣ニシテ校地ニ適セス亦東臺九段ヲ以テ
スレハ今已ニ官府ノ用地トナリタリ舊聖堂ハ其地圍狹少ニシテ亦學校ヲ建ルニ足ラス殊ニ博物館且ツ編輯寮ノ地トナリタレハ亦之ヲ如奈トモ
スル事ナシ今此諸方ノ地位ヲ見テ其便不便其他諸事ノ是非ヲ考察スルニ駿臺ノ右ニ出ルモノナシ此地ハ亦殊ニ天文臺ヲ建築スヘキ適當ノ地ナ
ルヘシ今此地ヲ撰ンテ學校ニ渴望スルノ一理ハ他ノ地ニ比スレハ圍中ニ大道ナケレハ往來ヲ妨クル事ナク亦住家多ラサレハ之ヲ移轉セシムル
ニ容易ニシテ殊に多クハ官員ノ居宅ナレハ亦商業ノ妨障ヲナスノ憂患ナク地モ亦廣大ニシテ大學校ヲ置クヘキ十分ノ地ナルヘシ此ニ付添スル
所ノ略圖ハ其方面ニ萬二千坪ニ預計ス然レトモ是ハ唯一校ノミノ地ニシテ今高上學校天文臺、技術校ノ三地ヲ取レハ少クモ其總計方面六萬坪
ヲ要ス仰冀クハ官府此地ヲ撰シテ萬世不朽ノ學校ヲ設建セハ帝國ノ文明智格是カ基礎トナル事誓テ識ルヘキナリ臣ウエルベッキ頓首味死再拜

ジー・エス・ウエルベッキ

(圖面欠)

於南校千八百七十二年第六月十三日誌

南校挙げての神田駿河台の地が専門大學校の建設に適地であるとの建言も、その地が私有地であり、財政上の理由からか日の目を見る事無く
消えていった。こうするうちに、「学制」が頒布され、南校は第一大学区第一中学校と改称されることとなった。

先に取り上げた、南校の普通科の最高学年の生徒たちの卒業後の進路は、「学制」による第一大学区第一番中学への名称改正では、何らの解

決も見出されず、学校当局として

今般教則御改正ニ付而者過日も申上候當學名義之儀至急御改稱無之テハ各人方向一洗不仕從之萬緒因襲之弊有之候ニ附所詮學校ハ改号致候儀如何ニ御座候哉此段再應申上候也

明治六年四月五日

大木文部卿殿^(世)

伴正順

と、申し出た。この「申し出」に対して、文部省は

四月十日

第一大學区第一番中學校

右開成學校ト改稱相成候事^(世)

と、名称の変更を認め、更に以下の処置を行った

開成學校

其校専門學科之儀爾來英語ニ據リ^(マコ)修業セシメ候様可致事

但法學之儀ハ当分英佛トモ相用候儀不苦事

文部省^(世)

開成學校

明治六年四月十八日

其校専門學科之儀爾來英語ニテ修業可為致儀ニ就テハ左之心得ヲ以テ取計可申事

一 獨佛之生徒語學ヲ除ク之外専門科修業可致分ハ成丈英語ニ転學為致可申候事

一 獨佛生徒之内學科進級シ英語ニ轉學難為致モノハ不都合ナキ様處分不苦事

處分之儀ハ取調可申出事

一 前條之目的ニヨリテ外國教師雇入等処分可致事

但即今着手難致分ハ追々右目的ニ相運候様處分不苦事

明治六年四月十八日

文部省
開成學校⁽¹¹⁵⁾

- 一 其校専門學科之儀先以諸藝學工業學教場相設候見込ヲ以取調可申事
 - 一 獨佛上等生徒之為メ諸學藝教場可相設尤現今生員之外新入増員不致様處分之事
 - 一 英生徒之内諸學學校ニ可入者ト工業學校ニ可入者其ト性質學力ヲ視分ケ人撰可致事
 - 一 教師雇入之儀ハ凡何教師ハ即今入用何教師ハ何頃ヨリ御雇有之度段順次相立取調可申出事
- 明治六年四月廿八日

文部省
開成學校⁽¹¹⁶⁾

先般佛獨上等生徒處分ノ為メ各諸藝學教場取設候様相達候処分各語ヲ以同學科伝習之儀不都合不少ニ附佛ニ諸藝學獨逸ニ鉦山學相設ケ英ハ右二學之外順次各科設置可致尤諸學共教師之定員相立可申生徒ヲ限ルニ不及候事

明治六年五月三十一日

文部省⁽¹¹⁷⁾

この「開成學校」に設けられた専門學校は、英語科生徒の為の法学、理学、工業の三専門學科、仏語科生徒の為の諸芸學校、獨逸語科生徒の為の鉦山學校の五専門學校であつた。

「開成學校」の學科課程は、各専門學校とも本科と予科に分けられ、本科の修業年限は理學科は四ケ年、その他の四學科は三ケ年とし、予科の修業年限は三ケ年とされた。この「開成學校」の學科課程を文部省第一年報に見てみると

法學校學科順序

預科第一級

語學 數學 羅甸學 歴史 法科總論 經濟學 國勢學

預科第二級

G・F・ヴァーベック論(2)

G・F・ヴァーベック論(2)

語學 數學 羅甸學 歷史 法科總論 國勢學

理學校學科順序

預科第一級

語學 重學 代數學 幾何學 博物學 書學 化學 物理學

預科第二級

語學 重學 代數學 幾何學 博物學 物理學 書學 化學

預科第三級

語學 重學 代數學 幾何學 博物學 物理學 書學 化學

諸藝學校學科順序

預科三年下級

化學 博物學 物理學 算術 幾何學 野畫 代數學 文典書取

文學作文 歷史 地理學

預科一年上級

博物學 化學 物理學 算術 幾何學 野畫 代數學 文典書取

作文 歷史 地理學 暗誦 讀方

預科一年下級

博物學 化學 物理學 算術 幾何學 野畫 代數學 文典書取

作文 歷史 地理學 暗誦 讀方 會語

鉉山學校學科順序

本科第三級

三角術 書法幾何 測量學 微分積分 化學 物理學 器械學 金石學 地質學 金屬學 書學

預科第一級

語學 算術 幾何學 代數學 地理學 博物學 物理學 化學 書學

預科第二級

語學 算術 幾何學 代數學 地理學 博物學 化學 物理學 書學

預科第三級

語學 算術 幾何學 代數學 地理學 博物學 書學

工業學校學科順序

預科第六級甲

語學

文典 地理 作文 讀方 書取 暗誦

算術 代數學 幾何學 博物學 書學

預科第六級乙

語學

讀方 書取 作文 會話 文典 暗誦

算術 代數學 幾何學 書學⁽¹¹⁸⁾

であった。本科の学科課程を明示しているのはただ鉦山学校だけであり、それも第三級しか規定されておらず、修業年限が三ヶ年とされている予科については、法学校では第一級と第二級、理学校では第一級、第二級及び第三級、諸芸学校では三年下級と一年の上下級、鉦山学校では第一級、第二級および第六級、工業学校にいたっては第六級の甲乙のみを規定しているように、修業年限に課すべき学科課程の階梯区分もまちまちであり、明示されたものも歯抜けの状態である。おそらく入学した生徒の学力に応じて、必要なクラスを設けたのであろう。とすれば、専門

教育を受けうる学力のあったものが鉦山学校へ進み、工業学校に入学した者と鉦山学校に入学した者の一部は専門大学校としての準備教育を第一歩から始めるべきだと認定されたものと考えられる。南校当時の卒業後の受け皿の不足による一貫した教育方針に基づく高等教育機関の「専門課程」設立の要請にもかかわらず、また司法省等がテクノクラートの要請機関を独自に持っていたことから、「開成学校」が開校されたものの、必ずしも学力優秀な学生が集まらなかったのではなからうか。明治七年には「開成学校」は「東京開成学校」と改称され、更に明治十年には「東京開成学校」と「東京医学校」が合併し、「東京大学」が創立されていくが、わがヴァーベックは明治六年十二月、「開成学校」を退任し、「正院翻訳局」と「左院」とを兼ねて勤務することとなった。

「東京大学」の歴史を見てきたが、お雇い教師第一号としてヴァーベックが「教育者」として、それぞれの時点で勤務した教育機関の高等教育機関としての充実に関して少なからぬ影響を与え続けてきたことは察せられよう。

引用した、書簡の中で、①ドレマス夫人への岩倉全権一行との会見の要請、②教育の世俗化については、敢えて言及しなかった。というのは、この二点は「欧米への使節」の派遣と関連するものであり、項目を設定して言及する予定であるからである。

(B) 留学生の派遣について

ヴァーベックは横井左平太および横井太平を皮切りとして幾多の日本人の米国への留学の仲介をしており、また「海外留学生規則」の制定にも尽力している。

米国への留学生の派遣の仲介に係わる部分を書簡から抜粋すると、

さて、この度の旅行には五人の有望な青年が加わっておりますが、多分貴下をお訪ねしてニューブラウンズウィックへの道順について、ご指示を仰ぐことと存じます。以上五人の名は左の通りです。旭、達、折田、服部、山本、です。最初の二人はわたしの生徒で後のはスタウト氏の生徒でありました。前の二人はその立派な態度でもわかるように帝国政府の最高責任者の一人の子息たちです。服部も立派な青年です。いずれも今までに留学した者の内最も有望な青年です。むろん学資は十分にあります。一行のうち二、三人は英語をかなりよく話せます。

あまりお世話をかけないと思いますが、どうぞこれら青年をよろしくお願いします。(70. 3. 19)⁽¹⁹⁾

華頂宮殿下、以下、柳本、白根、高藤、藤倉の諸氏からあなた宛て紹介状を依頼されました。以上の青年たちの生活に深い関心をもち、あ

なたの高名を尊敬し、米国合衆国に留学する日本人に対する厚志をよせられるあなたを承知せる帝国政府の高官たちも、あなたの深甚なるご高配の下にこれら日本人学生の今後の身分の保証をする旨、申し出で右お願いいたしているのです。(70. 9. 21)⁽¹²⁰⁾

本書の所人、松本莊一郎、目賀田種太郎、長谷川喜四郎はわたしの関係している大学の学生で、今度、わたしたちの国に留学するよう特別に任命せられ、学資を補助せられたのです。留学期間は三ヶ年ですが、右の期間が終わった場合、さらに継続して同年数の学資補助を与える見込です。彼等は大学当局から留学を明ぜられているので名目上大学との関係を有する次第です。日本から渡来したあらゆる学生に対し、特別のご高配をたまわったことを承っているばかりでなく、以前わたしが推薦した留学生に対して示されたご親切にも深く感謝いたします。上記の三人の青年についてもお世話願いたい次第です。彼等はいずれも礼儀正しく、勤勉な学生であるとともに、あなたが彼等に与えられる忠告、指導、ご親切に対し心から感謝することと思えます。どうぞ皆様によるしく。(70. 10. 20)⁽¹²¹⁾

本書持参の勝木と石橋両氏は新しい日本の留学生です。勝木氏は帝国大学の当局者より派遣された四人の留学生の一人で、あとの三人は前の船便で御地に行きました。石橋氏は肥前の藩主から派遣された留学生です。前記二人の青年に対しお世話くださるようお願い申し上げます。なお右両名についてはこの便の別封で、本人等の希望や目的について十分お知らせいたします。ともかく彼等はまずニューブランズウィックへ行って、その同郷人と相談するように伝えてください。なお、ニューブランズウィックに行く道順をご指示くださるなら幸いです。(70. 11. 21)⁽¹²²⁾

この船便で二人の青年を送り出します。多分この季節では、最後に出発する留学生でしょう。勝木と石橋の両名です。その紹介状は二〇回目で、またお世話願わねばなりません。二人のことを説明しておきます。

まちがっていないと思いますが、彼等は同国人の居る所と離れた処にいたい考えです。しかしそれは英語を話せるようになるまで一年間位のことでしょう。その後はニューブランズウィックに他の連中と一緒にいたほうがよいと思えます。その後、彼等が離れたいなら自由にしたらよいのです。(70. 11. 23)⁽¹²³⁾

この船便で、肥後藩主の弟、長岡氏と彼の従者、わたしの生徒の一人、岩尾氏が、そちらへ参ります。彼等両人は心の優しい、信頼のおける立派な人物です。二年間、彼等はニューヨーク市内かその近郊に滞在して、個人教授を受けて勉強する積りです。どうか彼等のために、お

世話をお願いいたします。彼等はかなり上手に英語を話し、よいすっかりした目的をもっています。それに彼等自らが通訳者たりうるので、あなたにお任せいたします。(72. 2. 24)⁽²⁴⁾

この船便で箕作(元麟)と小島という将来を嘱望されている若い二人が留学します。もしあなたを訪ねてゆきましたら、お世話願います。彼等はE・H・ハウス博士と一緒にまいります。(73. 2. 22)⁽²⁵⁾

また、留学生の派遣、フェリス宛の紹介状の作成・授与とともに、在米留学生への送金の仲立ちもおこなっている。その代表的なものとして誠に勝手ですが、あなた宛に前田、高橋両氏宛の為替五〇〇ドルの第一号を同封いたします。その金の二分の一をおのにおに渡してください。(71. 10. 21)⁽²⁷⁾

も挙げる事ができる。

維新前後数年間に、日本から米国に留学した学生の数は五百人を越えたが、其半数以上は、フルベッキ博士の紹介状を持参して、先づジョン・フェリス博士を訪問し、彼の配慮によって或はニュージャージー州のニュー・ブランズウィック New Brunswick のグランマー・スクール、或はラットガルス Rutgers 大学に入学したのである。⁽²⁸⁾

上記の記述は些か誇張されているものと考えられるが、彼の仲介により米国へ留学した青年の多さは察せられよう。横井兄弟(左平太||伊勢佐太郎、太平||沼川三郎)を皮切りに、勝海舟の子息、かつ小鹿、岩倉旭麿(具定)、龍麿(具経)、華頂宮などは書簡でも述べられているものであり、その代表的なものといえよう。

明治二年から三年十一月までに海外に出発した留学生の員数を、「明治二年己巳より明治三年庚午十一月まで外務省より御印板渡候分海外行人名簿」(大隈文書A四一八二、外務省原本)によってみると、表1のようになる。

この表を地域別に見ると、その大半が西日本の諸藩の留学生であり、九州地方から九藩四十二名が派遣されており、これに次いで中国地方から七藩三十七名が派遣されている。藩別に見れば、山口、鹿児島、高知、佐賀、金沢の順に多く、経済的・政治的・文化的な先進地域が留学生の派遣にも力を注いでいたことが窺われる。

留学生の派遣先を国別にみれば、米国四十名、英国三十二名、仏国二十五名、独国(李を含む)六名、魯国、蘭国各一名であり、米英仏三国

表1 明治二年から明治三年までの藩別海外留学生数

	九	州	四	国	中	国	近	畿	中	部	関	東															
	鹿 兒 島	佐 土 原	熊 本 村	大 佐 賀	豊 津 川	柳 留 米	久 岡	福 岡	高 知 島	徳 山 口	岩 山 島	広 島	福 山	岡 山	松 江	篠 山 路	和 歌 山	大 阪	静 岡	福 井	金 沢	長 岡	松 代	佐 倉	菊 間		
四〇	九	二	二	一	二	五	二	四	二	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	米	
三三	五	四	一	二	二	五	八	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	英	
二五	三	二	一	一	一	一	六	二	一	二	一	一	一	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	仏	
三	一	一						一																		字	
一																											魯
三	一																										獨
二																											英
一																											仏
一																											蘭
八	一	一	二		二	二																					不詳
一	九	八	三	一	五	二	一	一	二	八	七	二	三	三	一	二	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	小計
一 二 五	四	二				一	五	三	七					三	一	六											合計

G・F・ヴァーベック論(2)

(渡邊實「近代日本海外留学生史」上巻二五二頁より一部修正して作成)

への留学生が圧倒的に多かった。

明治三年閏十月現在の、米国への留学生は

ニューヨーク郊外のブルークリンに、華頂宮（東隆彦公）、薩摩藩野村市介、福山藩高戸賞士、同藩五十川基、大学南校小助授元福井藩柳本直太郎、華頂宮家臣元盛岡の人藤森主一郎、ニューブロンクスウィーキには、岩倉新侍従（旭小太郎）、岩倉八千九（龍小次郎）、盛岡前知事の弟の南部英麿、勝海舟の子静岡藩勝小鹿、薩摩藩杉浦弘蔵、山口藩服部一蔵、同藩山本重助、盛岡藩奈良真志、岡山藩士倉正彦、長岡藩白峰駿馬、福井藩日下部太郎（病死）、ボストンには佐土原侯世子島津又之進、薩摩藩吉田彦麿、佐土原藩平山太郎、熊本藩林源助、同藩津田亀太郎、筑前藩井上六三郎、同藩本間英一郎、ニューヘブンは佐土原侯の弟丸岡武郎、同町田啓二郎、同藩橋口宗儀、同藩児玉章吉、薩摩藩大原令之助、同藩湯地治右衛門、シルストンには薩摩藩折田彦一、アイダサカには長沢鼎、合衆国海軍学校には薩摩藩松村淳蔵、熊本藩横井平四郎の子伊勢佐太郎、シッドルトウンには薩摩藩永井五百助、モルストンには仙台富田鉄之助、ヒラデルヒヤには菊間藩手島精一の以上三十七名である。⁽¹²⁹⁾しかしこの外に久留米藩山田某がいるが、福井藩の日下部太郎は病死し横井平四郎の次男は病氣にて半途帰国したので、当時の現在人員は三十七名である。薩摩藩の永井五百助が、これらの米国の留学生取締役である。これに目賀田（種太郎）、松本（莊一郎）、長谷川（雉郎）、の三人、および飯塚十松、寛庄三郎の二人の自費留学生を加えて、四十二人となっていたのである。⁽¹³⁰⁾この他に正規の手続きを取らないまま留学していた青年もいたであろうと察せられるので、その数はもっと多かったであろう。

京大『吉田文書』三〇二四』によれば、明治四年九月までの海外留学生数は、表2のようになる。

表2 明治四年辛未九月迄各国留学生調（国別内訳）

	英	米	魯	仏	亨	白	和	日	清	計
官費	五八	四六	七	四	二九	二			七	一五三
県費	四一	二八	一	一〇	八		一	二		九一
私費	八	二四			四	一				三七
惣計	一〇七	九八	八	一四	四一	三	一	二	七	二八一

（渡邊實「近代日本海外留学生史」上巻二五三頁より引用）

この表から、①留学先の国が増え、欧米ばかりでなく、清国も含まれるようになったこと、②英国と米国の順位が、前年のものとは逆転していること、③仏国への留学生が激減し変わって米国が激増していること（日は日耳曼国の略であり、これもふくめるとドイツへの留学生数は43名になる）、④全体の半数以上が官費の留学生であり、これに対し私費留学生は極めてその数が少ない、等が明らかである。

この「吉田文書」による米国への留学生98名は次の諸青年であるとされている。

①官費留学生（46名）

東 隆彦（『華頂宮』）

旭 小太郎（『岩倉具定』）

龍 小太郎（岩倉具経）

東 隆彦家来

藤森 主一郎

鹿児島県

折田 権蔵、杉浦 弘蔵、谷元兵右衛門、最上 五郎、田尻 稻次郎 二木 彦七、種子田 清一、湯地治右衛門、松村

淳蔵

山口県

来原 彦太郎、服部 一三、山木 重助、山尾 常太郎、国司 健太郎、児玉 淳一郎

伊万里県

香川 経五郎、大塚 二郎、村地 才一郎

静岡県

日賀田 種太郎、高木 三郎、勝 小鹿、富田 鉄之助

福岡県

本間 英一郎、井上 六三郎

大垣県

松本 莊一郎

長岡県

白峯 馭馬（『白峰 駿馬』）

福山県

高戸 賞士

姫路県

長谷川 雉郎

佐倉県

佐藤 百太郎

岡山県 土倉 正彦

安中県 新島 七五三太

熊本県 伊勢 佐太郎、沼川 三郎

福井県 日下部 太郎

少助教 柳本 直太郎

岩倉 具定

岩倉 具経

華頂宮

東京府貴族 原 保太郎

民部省十四等出仕 岩山 壮八郎、三隅 市之助

馬場大学大助教(∥矢田部 良吉中助教?)

② 県費之分(28名)

鹿児島県 野村 市助

高知県 菅野 覚兵衛

佐土原県 橋口 宗儀、平山 太郎、丸岡 武郎、島津 又之進、児玉 章吉、町田 啓次郎

静岡県 名倉 納、林 糾次郎

名古屋県 小川 鋤吉、山田 鉄次、永井 久一郎、大沢 良雄

熊本県 国友 次郎、津田 静一、林 玄助

福井県 山岡 次郎太、木滑 貫人

徳島県 山田 要吉、高 良之助

岩国県 津川 良蔵

福山県 五十川 基

亀岡県 近藤 幸正

彦根県 相馬 永胤

久留米県 山田 正之助

松山県 松田 晋斎、河野 亮蔵

③自費之分(24名)

米沢県 島山 潮平

盛岡県 奈良 真志

南部従五位弟 南部 英麿

東京中年寄彦一郎養子 馬込 為助

仙台県 荒井 常之進

田辺外務少丞厄介 富永 冬樹

多久茂族男 多久 幹太郎

大隅家従 森 誠太郎

神田孟格男 神田 乃武

大垣県 戸田 五郎、錦見 賢蔵、若曾根 寛一

静岡県 竹村 謹吾、大久保 三郎、小野 弥一、川村 清雄、浅野 辰夫

堀田正倫弟 堀田 璋之助

佐倉県 林 純吉、

従五位 戸田 氏共

東京府貴族 戸田 欽堂

大野県 日下 三郎

菊馬県 平島 精一

南岩倉具義⁽¹⁾

この「吉田文書」の「海外留学生調」は官費留学生で、華頂宮、岩倉具定、岩倉具経の三人を重複して数えている点では、正確なものとはいえないが、明治四年の時点で在米中の留学生の概略を示すものと思われる。先に掲げた「大隈文書」とこの「吉田文書」から、明治二年から四年までの米国へ派遣された留学生の概要を窺うことができるので、ヴァーベックの書簡に見られる名前と対照してみよう。彼の書簡中の「留学生」は目賀田種太郎、香月経五郎、長谷川雉郎、松本荘一郎、丸岡武郎、平山太郎、橋口宗儀、旭、龍、折田、服部、山本、華頂宮、柳本、白根、高藤、藤倉、勝木、石橋、長岡、岩尾、箕作、小島、高戸、前田、高橋の諸氏であり、長岡、石橋、箕作、小島の四氏は調査時点(明治四年九月)以後の留学生であり、対象外として考えると、「大隈文書」では、華頂宮、柳本直太郎、岩倉具定(旭 小太郎)、岩倉具経(龍 小太郎)以後の留学生であり、対象外として考えると、「大隈文書」では、華頂宮、柳本直太郎、岩倉具定(旭 小太郎)、岩倉具経(龍 小太郎)、折田彦一(龍 小太郎)、折田彦一(龍 小太郎)、山本重助(山本重助)、目賀田種太郎、香月経五郎(香川経五郎)、松本荘一郎、長谷川雉郎、柳本直太郎の名前を確認することができるが、また県費留学生として、佐土原県の項に橋口宗儀、平山太郎、丸岡武郎を確認できるに過ぎない。この文書にも、白根、高藤、藤倉の名前は見ることはできない。彼が送金を仲介している高戸、前田、高橋については、これらの文書からは推測が不可能であるが、送金についてのトラブルについては「薩藩海軍史」(中巻に、松村の手記があり、松村らへの送金もヴァーベックを通じて送られたためか、沼川、日下部らの所に送金されてしまい、已むなく、オリファントからの借財を強いられたとの記事がある。同書九一三頁(参照)にも言及されているところであり、国際的交流の不足と慣習の違いがなせるものであった。

今一度、「吉田文書」を見てみると、①密航で米国に留学した、新島七五三太、伊勢佐太郎、沼川三郎、日下部太郎等が「官費留学生」として位置付けられており、②多数の自費（≡私費）留学生が存在しており、「欧米の先進文化」の吸収に対しての激しい情熱が読み取れるのである。さらに③特筆したいのは、明治三年八月に米国に派遣された、大学南校の四人の学生（目賀田、香月、長谷川、松本の四人、このうち香月は遅れて出発している）の派遣について、ヴァーベックがその仲介を行っていることである。この四人については大学南校からは英国留学を命ぜられたが、

大学南校在学中に、私は同じ大学の学生である長谷川雉郎、香月経五郎、松本荘一郎とともに英国への留学を命ぜられた。私達はどうすれば日本が最もよく革新出来るかについて協議した。私達はアメリカで学習することを望み、また大学大丞の、加藤（弘之男爵）に私達の意図を伝えたところ、彼は当局は、国家が優秀な公務員を必要としているので、私達に学習すべき場所と科目を自由に選択させるであろうと応えた。若年ではあったが、香月は長崎でヴァーベックの下で学習したことがあり、私達の小さなサークルには国事にかんする彼のリベラルで、進歩的な見方が極めて有益なものであった。⁽¹⁸²⁾

と、四人の協議で留学先の変更を申請したのであり、この四人の協議では、長崎でヴァーベックの下で学習した経験を持つ、香月経五郎の意見が「決定的な」影響力をもっていたようである。香月を通じて、ヴァーベックの見解が当局の決定を変更させたと考えることができよう。この四人の米国への派遣が大学南校の最初の留学生の派遣であり、以後神田乃武らが留学を命ぜられ、この年（≡明治三年）十二月には「海外留學生規則」が制定され、明治五年八月の「学制」で、また更に明治六年三月には「学制」第二編追加として「海外留學生規則」が制定された。

明治三年制定の「海外留學生規則」は

海外留學規則

- 一 海外留學生ハ都テ大學管轄ノ事
- 但大學ヨリ留學免狀並外務省ヨリ渡航免狀可相渡事
- 一 留學中諸般ノ事務ハ都テ辨務使ヘ依頼シ其指令ニ従フ可シ且生徒ノ中人撰ノ上生徒総代ノ者一人或ハ幾人辨務使ヨリ可申付事
- 一 留學生ハ尊卑ノ別ナク皇族ヨリ庶人ニ至ル迄都テ被差許候事

一 留學生ニ官撰ト私願トノ別アリ因テ其規則ヲ分ツテ之ヲ揭示スル如左

官撰留學規則

一 華族ハ太政官ニテ撰挙大學生徒ハ大學ニテ撰舉士庶人ハ其府藩縣ノ廳ニテ相撰其姓名ヲ辨官ヘ差出許可ヲ可受事

但藩廳ノ選ニヨリテ可差遣生徒ハ大藩三人中藩二人小藩一人ト其員ヲ定ム尤小藩ハ暫ク其便宜ニ從フヘシ且藩々ノ都合ニヨリ申立次第定員外ヲモ可被差許事

一 士庶人ノ内府藩縣學校私塾等ニ在テ學力拔群ノ者ハ直チニ大學ヨリ撰舉候儀モ可有候事

一 選舉心得ノ事

生徒ヲ選舉スルニハ左ノ三件ヲ精細ニ検査シテ其人ヲ注擬スヘシ

第一稟性誠実敏達ノ者ヲ選フヘシ

第二年齡十六歳以上二十五歳迄ニ限り選フヘシ

但非凡秀才ノ者ハ此限ニアラス

第三和漢ノ古典史乘等ニ略涉リ且洋學モ一通リ研究第一其在留國語學ニ達スル者ヲ選フヘシ

但非凡秀才ノ者ハ洋文不解トイヘトモ時宜ニヨリテ之ヲ選フヘシ

一 留學學科ノ事

學科ハ其人材ニ依テ可命事モアリトイヘトモ通常人ノ望ミニ任セ可差許事

但普通學科成業ニ至ラントスル前其志ス所ノ専門學科ヲ辨務使ヘ可申立事

一 年限並學費ノ事

留學年限ハ通常五年ト相定候事

學費ハ通常一ケ年 元ト定メ留學中一切ノ諸費此内ニテ辨スヘシ尤往返旅費ハ別ニ可給候事

但上程前為支度料 可賜事

右學費ハ毎年九月中大學ニテ其管轄ヨリ受取其十月コレヲ辨務使ノ許ヘ可差送事

一 上程並歸 朝ノ事

生徒上程前其地方ノ氏神ヘ参拜シ國恩報効ヲ祈念シ神酒ヲ拝戴シテ國體ヲ辱メサルノ誓願ヲ可立歸 朝ノ時亦告賽スヘキ事

但東京ヨリ上程ノ者ハ神祇官ヘ出頭 神殿ヘ参拜スヘキ事

一 留學中心得ノ事

留學中第一言行ヲ慎ミ學業ヲ勉ムル事ヲ專一トシテ決シテ國體ヲ汚候様ノ所業有之間數萬一留學内懶惰或ハ不行跡ノ聞ヘ有之者ハ直ニ之

ヲ呼戻シ相当ノ咎メ可申付事

留學中拝借金ハ勿論外國人等ヨリ借財イタシ候儀一切不相成候事

私願留學規則

一 私願ノ者華族ハ直ニ太政官士庶人ハ府藩縣ヘ願立候得ハ其所ニテ一應其稟性身體年齡並學業ノ淺深等吟味ノ上差許スヘシ

検査甚タ嚴ナルヲ要セス且洋文不解者トイヘトモ許可スヘシ尤其管轄廳ヨリ直ニ大學ヘ達スヘシ

留學中ハ大學ノ管轄トナスヲ以テ官選同様留學免狀可相渡且外務省ヨリモ渡航免狀可相渡候事

一 年限ハ通常常人ノ願ニ任セ候事

一 學費旅費等私辨勿論ノ事

但一ケ年大凡六七百元以上ヲ費スニアラサレハ留學為シ難キヲ以テ右丈ノ費ヲ辨スル事能ハサル者ハ許サス且右入費ハ官選同大學ニテ

受取辨務使ノ許ヘ可差送事

一 上程歸 朝等ノ規則官選同様ノ事

一 留學中心得亦官選同様ノ事

○

一 諸官員ノ内ニテ渡航諸學科研究可命者ハ年數ノ多少ニ不拘質問ノ名義ニシテ別ニ規則アルヘシ

一 其外海陸軍生徒並一時游歴商法等ニテ罷越候者モ別ニ規則アルヘシ

各通

外務省
大(13)學

と規定している。この規定の定めるところはつぎのように集約できる。

(1) 海外留学生は、すべて大学が管轄すること。
(2) 留学国における事務は、外交官である弁務使が取り扱うこと。弁務使は条約国に駐割する外交官であり、留学生が学則を守らなかったり、不勉強であったり、病弱であれば帰国させること。

(3) 留学生は身分に関係なく、皇族から庶民まで選考して派遣されること。

(4) 留学生を官選と私願の二種類に分ける。官選留学生の人選は、次のように定める。

① 太政官が選ぶこと。但し大学在學生は大学が選ぶ。士庶人は所属の府・藩・県が選び、その性格を弁官に差し出して許可を受けること。

藩庁が選ぶ学生数は、大藩三人、中藩二人、小藩一人の割であること。だが小藩は各藩の都合によって定員外でも許すことがあり得ること。

② 上庶のうち、府・藩・県の学校並びに私塾等に在学して、学力抜群の者は、直ちに大学から選ぶ場合もあること。

(5) 留学生は

① 生まれつき誠実な秀才であること。

② 年齢は十六から二十五歳までを原則として、特にすぐれている者は例外として認めること。

③ 和漢の古典や歴史にほほ通じ、かつ洋学も一応研究し、とくに留学国の語学に通じている者であること。但し特にすぐれている者は、洋学に通じていなくても例外として認めること。

(6) 留学中の専攻学科は、

① 政府から指定する場合もあるが、原則として本人の希望に任せること。

②但し、専攻学科はあらかじめ弁務使に申し出ること。

(7)留学年限は、

①通常五ヶ年として、学費は一ヶ年何ドルと定めること。

②往復の旅費、出発前の支度料は別に支給するが、留学中の一切の諸経費は学費で支払うこと。

③学費は毎年九月中に大学から受け取り、十月それを弁務使のもとに送ること。

(8)出発前と帰国後の心得として、

①出発前にその地方の氏神に参拝し、国恩報公を祈り、神酒をいただいて、国体をはずかしめないという誓を立てること。

②帰朝したならば神前に報告すること。

③東京から出発する者は、神祇官に出頭して神殿に参拝すること。

(9)留学中の心得として、

①言行を慎み、学業に励むことを専一とし、決して国体を汚すようなことはしないこと。

②万一怠けたり、不行跡なことをしたならば、直ちに呼び戻して、相当の咎めを申し付けること。

③日本人からも外国人からも、借金などをしてはならないこと。

(10)私願留學生への注意として

①華族の志願者は太政官へ、士庶の志願者は府・藩・県へ出願すること。そこで才能・身体・年齢・学業の深淺等を調査の上で許可すること。だが一応之調査はするが、嚴重な調査はしない。欧文を解せなくとも許可し、合格者太政官・府藩県の管轄庁から大学に報告すること。

②留学免許状は大学から、渡航許可状は外務省からそれぞれ授けること。

③学費・旅費は一切自弁のこと。一ヶ年約六〇〇〜七〇〇ドルの費用が支出できる者を許可し、官選と同様に、金は大学で受け取り、弁務使に送ること。〈当時の為替レートでは1ドル＝約1円〉

④ 出発前・留学中・帰朝後の心得は、官選と同じであること。^(註)

この「海外留学生規則」は「学制」の規定では、ほぼ次のように改められた。

(1) 留学生を官選と私願の二つに分けること。

(2) 官選留学生は更に二つに分けられ、初等留学生と上等留学生とすること。

① 初等留学生は、中学校卒業生を対象とし、年齢は十九歳以上二十五歳までの者とし文部省の督学局で行われる試験に合格した者で、定員を一五〇名とし、留学期限は五年以上とし、その間に支給される学費は初めの二年間は900ドル、後の三年間は1000ドルとする。

② 上等留学生は、大学の学科卒業生を対象とし、定員は定めないが、三十人を超過することはできない。留学期間は満三年以内であり、その間に支給される学費は1500～1800ドルとする。

③ 官選留学生には渡航旅費を支給する。

④ 官選留学生には支度料を支給する。(支給額は学資の一ヶ月分相当額)

(3) 官選留学生は次の義務を負う。

① 帰朝後は、官に奉職するか官費を償還すること。

② 帰朝後、文部省で留学の成果を問う試験を行う。但し、外国で大学卒業の免状を得たものはこの試験を免除する。

(3) 学資の送付方法について、

① 留学当初に学資一年分を渡すこと。

② 翌年から前半年分は、米国は前年の九月に、欧州では前年の七月に、

③ 後半分は、米国はその年の三月に、欧州ではその年の正月に、文部省から弁務使に廻送する。

④ 私願の留学生も学資の支給方法は、官選留学生と同様にする。それ故に私願の者は前もって文部省に納めておくこと。

(4) 私願の留学生も、官選初等留学生選抜の試験に準じた書類選考を課すこと。(指導してきた教師による中学卒業試験の証書および推薦見込による書類選考)

(5)留学生の、留学先での言行の監督は弁務使が行い、勤怠進退の明細表をつくって文部省に送ること。⁽¹³⁵⁾

このように留学生選抜にあたっての「公選制」の採用、帰朝後の①任官奉職の義務、②学資償還義務、③学力試験を受ける義務などを新たに規定している。⁽¹³⁶⁾

「學制」の「海外留學規則」では太政官の「海外留學規則」(明治三年制定)に見られた藩庁の選挙した留学生の定員を大藩三人、中藩二人、小藩一人という、藩の選抜による留学生の選抜規定は削除され、「公選制」を原則としている。「廃藩置県」を踏まえての中央集権的、統一的な「留学生の選抜方式」の採用である「公選制」の採用は、「学制」制定の基礎工作はもとより、実務にも関与したヴァーベックの「貢献」と見做すことができる。明治六年三月に文部省は「學制追加二編」を制定した。この「改正」は専門学校の規定とともに「海外留學規則」が定められているが、留学生の選抜、留学生の区分等重要事項については変更されず、学資の支給手続き、留学生の届け出姓名などについて詳細に規定しているに過ぎないので、次の「教師の招聘」についてみてみよう。

(C) 教師の招聘について

ヴァーベックはグリフィスおよびジェーンズに代表される幾多の外人教師の招聘を実現している。真摯なキリスト教徒として、またプロテスタントの宣教師として、日本の「文明開化」を実現すべく、自らの影響力ばかりでなく、信頼できる同志の招聘に力を注いだのであった。彼の書簡には繰り返し教師の招聘について依頼の記事が現れている。その代表的なものとして、

学校の教師として日本に派遣せられる若い米国人数名を招聘したい旨の命令を得ました。これはわたしが望んでいたことですし、一度用いられると今後続いてゆくと思います。しかし、これを実現するには全くご厚意によらねばなりません。現在要望されているのは、主として化学と自然科学を教える青年と外科医師です。前者は年俸二、四〇〇ドルで住宅と馬一頭、御地から横浜までの旅費四〇〇ドルで到着後、旅費は支払う由です。任地はある由です。わたしを通じてなされた契約は到着してから向く三カ年の予定で、俸給も到着後支払うとのことです。

.....

医師については俸給が三、六〇〇ドルであること以外は条件は前と同様です、しかし契約には一つの条件があり、貴下ならできるのではないかと、たぶん見つかるとは思いますが、貴下のご尽力があってもニューヨークでは見つからぬのではないかと心配しています。それはオラン

ダ人であることが条件なのです。オランダ人でなくとも、オランダ人ほどオランダ語を読める人であればよいのです。オランダ人がいない場合にはオランダ語をよく知っているドイツ人でもよいのです。こういう人物をあなたの方で見つからなかったら、わたしからオランダの方へ頼んでみます。(70. 7. 21)⁽¹³⁾

最初わたしから申し出をしておいて、ご返事を待たずに、教師招聘の件を申し上げるのは失礼とは存じますが、希望をもって右の申込が来たので、お力添を得て、それらを実行しようと約束したわけです。ここで完成した数々の効果の外に善良な青年の働くべきすばらしい分野が開け、この点について、ご承認をうけ、ご協力を得たいと思います。

一 越前藩の英学校の自然科学の教師一人で契約は三年間、月二〇〇ドル、住宅と馬つき(依頼次第)

二 同藩の学校の医師、オランダ語のできる人、契約は三カ年、月三〇〇ドル、住宅と馬(前同様)

三 英語と科学の教師、もしできるならば退役軍人で——申し上げるまでもなく——良識ある既婚者、これは肥後藩の英学校のため、契約は三カ年で月給二五〇ドル又は三〇〇ドル、それに住宅付(前述の如く、今先方より要求がありました)。

四 江戸におけるわたしどもの帝国大学の化学と自然科学の良い教師、既婚、未婚を問わず、契約は三カ年、月給三〇〇ドル、年額三、六〇〇ドル、住宅付(要求がありました)。重要な点、できるだけ早く来日の事、いずれも到着までの旅費四〇〇ドルを支給する、無論、

横浜より任地までの費用をも支給する、日本の貨幣で毎月支払う、いずれも到着後、正しい契約書をうける、いずれも横浜に到着の際は、その旨二五マイル離れた江戸にいるわたしまで通知すること。

わたしは既に横浜在住の人々と五つばかり同じような契約をいたしました(14)が、本国から招聘したほうがよかったようです。(70. 9. 21)⁽¹³⁾

一八七〇年九月二十一日付の書簡と同じ要求を伝える記事が、一八七〇年十一月二十三日付の書簡にも見られる。この四人の教師の招聘の要求に対して、ニューヨークのフェリスは、化学と自然科学の教師として、グリフィスと肥後藩の要請する英語と科学の教師として、キャプテン・ジョーンズを紹介し、グリフィスが越前の学校に赴任したために「江戸の帝国大学」の化学と自然科学の教師には、ヴァーベックからの打診的指名もあり、サンフランシスコ滞在のヴィーダー博士の派遣を仲介している。グリフィスとヴィーダーは、前述の南校の英一・英二・英三の外国教師のギリフヒスとウィードルであり、グリフィスは西洋の科学全般について担当し、またヴィーダーは窮理学を中心として自然科学を担

当していた。グリフィスは“Mikado's Empire”, “Verbeck of Japan”, “A Maker of the New Orient”などの著者であり、福井藩英学校、大学南校などで教鞭をとった。またキャプテン・ジェーンズは明治四年に來日し、五年間熊本洋学校で教え、一旦帰国の後、第三高等学校、鹿児島造士高等中学校等に勤務している。熊本洋学校時代の「教え子」には、小崎弘道、横井時雄、海老名正、金森通倫、蔵原惟郭、徳富蘇峰等がおり、「花岡山結盟」を結び、後に「熊本バンド」と呼ばれる、日本におけるプロテスタントイズムの一源流をなすことに成った。「熊本洋学校」は、「西洋器械の術」を求めめるための教育機関として建学され、「和魂洋才」を理想とした上で、教師として招聘したジェーンズには西洋文明の物質的側面だけを求めようとした。ジェーンズはアメリカから大量の種子を取り寄せ、とうもろこし、落花生、レタス、キャベツ、トマトなどの西洋野菜の栽培法を教え、普及させ、プラウ（＝西洋鋤）やミンモアメリカから取り寄せ農作業や家事労働の軽減をはかり、活版印刷機械を取り寄せての印刷の普及をすすめ、県当局の農業政策に関する諮問に答えるかたちで、良質の絹、米、茶の生産を奨め、熊本産のブランドを確立して、安定した収益を得る方法を説く「生産初歩」を著した⁽¹²⁾。このように地域の文明開化を刺激し、さまざまな形の民生向上と殖産興業に役立ち⁽¹³⁾、このことが彼のプロテスタント精神を学生等に受け入れさせるところとなり、「熊本バンド」を産みだす礎因となったと考えられる。熊本洋学校はジェーンズが学んだウエスト・ポイント陸軍士官学校の教育にならない、①全寮制による二四時間教育によって、知育ばかりでなく徳育にも重点をおく、全人格教育を目指し、②一時期行われていた漢学を除いて、全教科をジェーンズがひとりで担当し、しかも通訳を通さず、すべて直接英語による教育を行い、③厳格な点数主義を貫き、指名された時の答や試験の成績によって席やグループを入れ替え、生徒間の学問への競争心を組織し、④高学年の成績優秀な生徒を低学年のクラスの指導にあたらせ、担当する生徒の指導性を高めるとともに、生徒による自助・相互教育の教育システムをとった⁽¹⁴⁾。この「成果」が「花岡山結盟」として顕現化したものではなからうか。

「ブリーフ・スケッチ」と「信教の自由」等について言及すべきであるが、次稿に委ねたい。

註

- (1) William Elliot Griffis, “Verbeck of Japan” p. 157
- (2) 高谷道男編「フルベッキ書簡集」p. 133（一八六八年一月一六日付、フェリス師範書簡）
- (3) 高谷道男編「フルベッキ書簡集」pp. 133～134（註2と同じ書簡）

G・F・ヴァーベック論(2)

G・F・ヴァーベック論(2)

- (4) William Elliot Griffis, op.cit.p.168 Griffis はこの日にヴァーベックが何礼之助から勝の息子(≡勝小鹿)がアナポリス海軍兵学校への留学生として指名されたというリポートを聞かされたことだ。
- (5) William Elliot Griffis, op.cit. p.168
- (6) William Elliot Griffis, op.cit. pp.168~169
- (7) William Elliot Griffis, op. cit. p.169
- (8) William Elliot Griffis, op. cit. p. 170
- (9) William Elliot Griffis, op. cit.p. 170 Griffis は六名の青年の専修すべき学科は次のようであるとしている。
 杉浦……………陸軍 松村……………海軍 永井……………海軍
 大原……………政治学 吉田……………刑法 長沢……………医学
- これらの青年は、皆薩摩藩の士族である。大塚孝明の「薩摩藩英国留学生」によれば、一八六七年八月に畠山、市来、森、鮫島、吉田、磯永の六名が米国へ旅立ったという記述があり同書(p.138)「Griffis の記述と対照すれば、杉浦(弘蔵)≡畠山丈之助(義成)、松村(淳蔵)≡市来勘十郎、永井(五百助)≡吉田清成(巳二)、長沢(鼎)≡磯永彦輔であることが判明する。また、明治三年閏十月現在の在米留学生で薩摩藩出身者は、野村市介、杉浦弘蔵、吉田彦麿、大原令之助、湯地治右衛門、折田彦一、長沢鼎、松村淳蔵、永井五百助の九名であり、大原と吉田は大原令之助、吉田彦麿を指すものと推定できる。(渡邊實「近代日本海外留学生史」上、pp251~252参照)
- (10) William Elliot Griffis, op.cit.p. 185
- (11) William Elliot Griffis, op.cit.p. 184
- (12) William Elliot Griffis, op.cit. p. 133
- (13) 高谷道男編「フルベッキ書簡集」p.135
- (14) 福沢諭吉「福翁自伝」pp206~208
- (15) William Elliot Griffis, op.cit.p. 183
- (16) William Elliot Griffis, op.cit.pp180~181
- (17) William Elliot Griffis, op.cit.p. 183
- (18) William Elliot Griffis, op.cit.p. 186
- (19) William Elliot Griffis, op.cit.pp186~187
- (20) 東久世通禧書簡「英水兵暗殺事件取調済並びにフルベッキ雇い入れに関する書」(大隈文書「B一〇〇・自筆」尾形裕康「学制実施経緯の研究」p.48より
 孫引
- (21) William Elliot Griffis, op.cit.p. 187

- (22) William Elliot Griffiths, op.cit.p.188
- (23) 「公議所日誌」第十一 明治二年己巳五月〔明治文化全集〕第一卷「憲政篇」所収 p.63
- (24) 「維新史」第五卷 pp713～714
- (25) 「太政官日誌」明治二年五月二十一日の条〔維新史〕第五卷 p.710より孫引)
- (26) 遠山茂樹「明治維新」p.267 参照
- (27) 「維新史」第五卷 pp715～716
- (28) 尾形裕康 前掲書 p.55
- (29) 「公議所日誌」第十七 明治二年己巳五月〔明治文化全集〕第一卷「憲政篇」所収 p.110)
- (30) 「公議所日誌」第十六上・下、第十七 明治二年己巳五月〔明治文化全集〕第一卷「憲政篇」所収 pp99～108
- (31) 「公議所日誌」第十五上・中・下、第十六上 明治二年己巳五月〔明治文化全集〕第一卷「憲政篇」所収 pp84～98
- (32) 「維新史」第五卷 p.714
- (33) 大久保利通文書 明治二年六月四日附桂右衛門宛書翰
- (34) 高谷道男編 前掲書 pp156～157 (一八六九年六月二十九日付 書簡)
- (35) 高谷道男編 前掲書 pp158～159 (一八六九年七月二十八日付 書簡)
- (36) 高谷道男編 前掲書 pp163～164 (一八六九年一〇月二十九日付 書簡)
- (37) 高谷道男編 前掲書 p.164 (一八六九年一〇月二十九日付 書簡)
- (38) 高谷道男編 前掲書 p.164 (一八六九年一〇月二十九日付 書簡)
- (39) 高谷道男編 前掲書 p.167 (一八六九年一二月二十九日付 書簡)
- (40) 高谷道男編 前掲書 p.167 (一八六九年一二月二十九日付 書簡)
- (41) 高谷道男編 前掲書 p.170
- (42) 高谷道男編 前掲書 p.173
- (43) 高谷道男編 前掲書 p.175
- (44) 高谷道男編 前掲書 p.176
- (45) 高谷道男編 前掲書 p.176
- (46) 高谷道男編 前掲書 p.179
- (47) 高谷道男編 前掲書 p.189
- (48) 高谷道男編 前掲書 pp190～191

- (49) 高谷道男編 前掲書 p. 192
- (50) 高谷道男編 前掲書 pp.192～193
- (51) 高谷道男編 前掲書 p. 194
- (52) 高谷道男編 前掲書 p. 195
- (53) 高谷道男編 前掲書 pp.199～200
- (54) 高谷道男編 前掲書 pp.203～204
- (55) 高谷道男編 前掲書 p. 206
- (56) 高谷道男編 前掲書 p. 206
- (57) 高谷道男編 前掲書 p. 207
- (58) 高谷道男編 前掲書 p. 20
- (59) 高谷道男編 前掲書 pp.224～225
- (60) 高谷道男編 前掲書 p. 226
- (61) 高谷道男編 前掲書 p. 228
- (62) 高谷道男編 前掲書 pp.228～229
- (63) 高谷道男編 前掲書 p. 229
- (64) 高谷道男編 前掲書 p. 236
- (65) 高谷道男編 前掲書 p. 239
- (66) 梅溪昇 「お雇い外人」Ⅱ 政治・法制 p. 27
- (67) 重久篤太郎 「お雇い外人」5 教育・宗教 p. 19
- (68) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 5
- (69) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp. 5～6
- (70) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 5
- (71) 「東京大学百年史 資料篇Ⅰ」 p. 19より採引
- (72) 「東京大学百年史 資料篇Ⅰ」 p. 19より採引
- (73) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp.116～118参照
- (74) 「東京大学百年史 資料篇Ⅰ」 pp.21～22より採引
- (75) 「東京大学百年史 資料篇Ⅰ」 p. 22より採引

- (76) 「東京大学百年史 資料篇一」 p. 22より孫引
- (77) 「明治史要」明治二年十二月十九日の条(「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 59より孫引)
- (78) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp. 60～67
- (79) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp. 67～69参照
- (80) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 70 但し、「東京大学百年史 資料篇一」p. 25によれば「理科医科ノ二科ハ専ラ南校東校ノ管スル所故ニ姑ク略之」の前書きがあり、且つ次のような違いがある。()内は「東京大学百年史 資料篇一」p. 25による。
 教科……………日本書紀(日本紀)、(書経)……………「東京帝国大学五十年史」上巻には明記されていない。
 法科……………義補(大学義補)
- 文科……………日本史(大日本史)、枕草紙(枕草子)、西漢書(前後漢書)、八大家文読本(八家読本)、通鑑……………「東京帝国大学五十年史」上巻には明記されていない。
- この必読書について「東京帝国大学五十年史」上巻は、高橋勝弘著の「昌平遺響」によるとしている。
- (81) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 75
- (82) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 83
- (83) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 83
- (84) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 84
- (85) 「海南手記」(「東京帝国大学五十年史」上巻 pp. 88～89より孫引)
- (86) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 89
- (87) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 90より孫引
- (88) 高谷道男篇 前掲書 p. 170
- (89) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp. 121～124
- (90) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 125
- (91) 高谷道男篇 前掲書 p. 167(一八六九年一二九二九日付書簡)
- (92) 森岡清美「日本の近代社会とキリスト教」p. 254
- (93) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 130
- (94) 高谷道男篇 前掲書 p. 167(一八六九年一二月二九日付書簡)
- (95) 高谷道男篇 前掲書 p. 175(一八七〇年四月二二日付書簡)
- (96) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp. 132～142

G・F・ヴァーベック論(2)

- (97) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp148～149
- (98) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp149～151
- (99) 「平田東助自叙伝」(「東京帝国大学五十年史」上巻 pp151～152より孫引)
- (100) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 151
- (101) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 182
- (102) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 183
- (103) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp190～197
- (104) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp203～206
- (105) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp206～207
- (106) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp214～216
- (107) 尾形裕康 前掲書 p. 44 「明治学院百年史」 p. 36
- (108) 東京大学文書「文部省諸向往復」甲「大木喬任文書」(尾形裕康 前掲書 p. 43より孫引)
- (109) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp241～244
- (110) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp244～245
- (111) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp245～248
- (112) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 256
- (113) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 256
- (114) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp258～259 但書は同月二十九日を以て取消された。
- (115) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 259
- (116) 「東京帝国大学五十年史」上巻 p. 260
- (117) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp260～261
- (118) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp291～294
- (119) 高谷道夫編 前掲書 pp172～173
- (120) 高谷道夫編 前掲書 p. 187
- (121) 高谷道夫編 前掲書 pp187～188
- (122) 高谷道夫編 前掲書 p. 188
- (123) 高谷道夫編 前掲書 p. 188

- (124) 高谷道夫編 前掲書 pp.208～209
- (125) 高谷道夫編 前掲書 p. 226
- (126) 高谷道夫編 前掲書 p. 205
- (127) 高谷道夫編 前掲書 p. 196 にも高戸君宛の為替の同封の記事が見られる。(七一年三月二日付)
- (128) 佐波亘「植村正久とその時代」第一巻 pp.314～315
- (129) 渡邊實「近代日本海外留学生史」上巻 pp.251～252
- (130) 「男爵目賀田種太郎」p. 26 (渡邊實 前掲書 p. 252 より孫引)
- (131) 京大「吉田文書」三〇二四 (渡邊實 前掲書 pp.256～258より孫引)
- (132) “The Japanese in America” Preface. p. 1 (佐波亘「植村正久とその時代」第一巻p. 313より孫引)
- (133) 「東京帝国大学五十年史」上巻 pp.167～181
- (134) 「近代日本海外留学生史」上巻 pp.218～220を参照した。
- (135) 渡邊實「近代日本海外留学生史」上巻 p. 305を参照した。
- (136) 渡邊實「近代日本海外留学生史」上巻 pp.305～306を参照した。
- (137) 尾形裕康 前掲書 p. 44 参照。
- (138) 高谷道夫編 前掲書 pp.180～181
- (139) 高谷道夫編 前掲書 p. 186
- (140) 高谷道夫編 前掲書 pp.189～190
- (141) 田中啓介「熊本洋学校とL.L.ジェーンズ」p. 110 (田中啓介「熊本英学史」所収)
- (142) 田中啓介「熊本洋学校とL.L.ジェーンズ」p. 111 (田中啓介編「熊本英学史」所収)
- (143) 田中啓介「熊本洋学校とL.L.ジェーンズ」p. 100 (田中啓介編「熊本英学史」所収)